

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人水資源機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和 7 年度
	中期目標期間	令和 4 年度～令和 7 年度（第 5 期）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 川島 秀樹
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 野添 剛司
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	経済産業政策局	担当課、責任者	地域産業基盤整備課長 猪又 真介
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局 水管理・国土保全局 水管理・国土保全局水資源部	担当課、責任者	河川環境課長 島本 和仁 治水課長 矢崎 剛吉 水道事業課長 筒井 誠二 水資源政策課長 市川 智秀
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 清水 巖

3. 評価の実施に関する事項
評価の実施に当たり、主務 3 省が合同で、令和 8 年 6 月 19 日に独立行政法人水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、同機構監事からの意見聴取を行った。 また、主務 3 省で合計 8 名の以下の外部有識者に対して意見聴取を行った。 林 健二※（さくら総合事務所 取締役社長）（実施日：令和 8 年 5 月 29 日） 田中 規夫（埼玉大学大学院理工学研究科 教授）（実施日：令和 8 年 6 月 1 日） 堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科 教授）（実施日：令和 8 年 6 月 3 日） 青木 秀幸（公益社団法人日本水道協会 理事長）（実施日：令和 8 年 6 月 17 日） 中田 耕介（一般財団法人日本ダクタイル鉄管協会 顧問）（実施日：令和 8 年 5 月 29 日） 栗原 伸一（千葉大学園芸学部食料資源経済学科 教授）（実施日：令和 8 年 6 月 2 日） 辻本 久美子（岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 研究准教授）（実施日：令和 8 年 6 月 2 日） 小泉 明（東京都立大学都市環境学部 特任教授）（実施日：令和 8 年 6 月 1 日） （※印は組織の経営、マネジメント及びガバナンス等に知見のある者）

4. その他評価に関する重要事項
評価項目については、令和 6 年 11 月 26 日に改定された「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」による評価単位の設定に関する考え方に基づき、事務・事業の特性に応じた単位として、15 項目とした。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		B	A	A	A
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評価が「A」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「A」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 (A4点×4項目×2倍(重要度の高い項目)+A4点×2項目+B3点×1項目×2倍+B3点×8項目)÷(15項目+5)=3.50 ※算定に当たっては評価ごとの点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全15項目のうち6項目(うち4項目は重要度、困難度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。また、9項目(うち1項目は重要度、困難度の高い項目である。)については、中期計画における所期の目標を達成していると認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	・機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。 ・内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。 ・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、一社応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェック等、入札契約の適正化の取組は着実に実施されていた。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要。 ・保有資産の見直しについて、土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分は、事業用地および宿舍用地が処分され国庫納付手続等がされるなど、着実に進捗が図られている。地方公共団体に費用負担を求めるものについては、明確な処分時期は定まっていないが、関係部署によるフォローアップが重要。 ・事業報告書について、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。
その他特記事項	(外部有識者からの意見) ・水資源機構に期待されている業務については着実に実施され、全体としては、社会的使命を十分に果たす形で適正に業務が遂行されている。 ・水の安定供給をはじめ、各種事業について、適切に取り組んでいる。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
1-1 水資源開発施設等の管理業務		A	A	A	A		1-1	
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応		<u>A○</u> 重	<u>S○</u> 重	<u>S○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上		B	B	A	B		1-1-4	
1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		B	A	B	A		1-1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務								
1-2-1 ダム等建設業務		<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重		1-2-1	
1-2-2 用水路等建設業務		<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		1-2-2	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			
2．業務運営の効率化に関する事項								
2-1 業務運営の効率化		B	B	B	B		2-1	
3．財務内容の改善に関する事項								
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途		B	B	B	B		3	
4．その他の事項								
8-1 内部統制の充実・強化		B	B	B	B		4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		A	B	A	A		4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等		B	B	B	B		4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実		B	B	B	B		4-4	
8-5 地域への貢献等		B	B	B	B		4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項		B	B	B	B		4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号及び第12条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 （1－1－3 危機的状況への的確な対応） 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。 また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。 困難度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

	ら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。 (1-1-3 危機的状況への的確な対応) ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。 ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。		
--	---	--	--

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
								予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	54,051,444	
								決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675	49,884,553	
								経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	119,966,104	
								経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	△201,233	
								行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	120,847,721	
								従事人員数	852	884	865	880	

（注1）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	水資源開発施設等の管理業務の評定：A
					【1-1 水資源開発施設等の管理業務】 1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 - 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことにより、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%、また、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）も100%となり、供給日数割合及び補給日数割合はいずれも定量目標値である100%を達成した。 - ダム等の水管理に関する情報については、毎日、水資源機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトによる水源情報の更新頻度を高めるなど、情報提供の充実を図り、利水者をはじめとする関係機関との連携を強化した。 - より効率的な水運用として低水管理の合理化及び省力化を図るため、流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行導入している2ダム（日吉ダム・池田ダム）においては、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去、欠測値補填等を行い、予測精度の向上を図った。この成果を踏まえ、令和8年度までに特定施設を含む全29ダムへの導入方針を決定し、令和7年度には12ダムのシステム構築を完了するとともに、令和8年度に導入する16ダムの設計・契約手続きを進めた。 - 成田用水、北総東部用水、木曽川用水（濃尾第二施設）、三重用水及び両筑平野用水においては、農業用水の利用実態を把握するため営農実態調査等を実施し、水利用状況の把握に努めた。また、群馬用水、成田用水、北総東部用水、利根中央、武蔵水路及び埼玉合口二期、木曽川用水（木曽川右岸施設）、三重用水、愛知用水、長良導水、豊川用水、両筑平野用水及び福岡導水においては、水利用の実態を踏まえつつ、河川管理者・利水者・関係機関との間で水利権更新に向けた協議調整を進めた。 - 令和7年度の渇水対応については、前年度からの少雨傾向が継続したことから、年度当初より吉野川水系銅山川で取水制限が実施されたほか、豊川水系でも流域での降水不足が続 き、春渇水により43日間の節水対策を実施した。その後、一旦は全国的に取水制限等が解除されたものの、東海地方及び四国地方では梅雨明けが平年より23日早く、降雨も少ない状況が続いた。さらに九州北部では、梅雨期間が観測史上最短となる20日間にとどまるなど広範囲で降雨が不足し、貯水量が十分に回復しないまま夏期を迎えた。その後も水源地域では台風接近が少なく、10月以降も降水量が月平均を大きく下回ったことから、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系において渇水対策が実施される事態となった。 - 特に豊川水系においては、令和7年8月の宇連ダム地点降水量が平年比48%と少雨であったことから、ダム・調整池からの補給に転じ、貯水率低下を受けて8月28日から本年度2回目となる節水対策（農・上・工一律5%）を実施した。その後も10月～12月の降水量が平年の3～6割と少ない状況が続 き、貯水量が十分に回復しなかったことから節水対策を段階的に強化したが、令和8年2月9日時点で豊川用水全体の貯水率は15.3%（平年比22.7%）まで低下した。このため、豊川用水節水対策協議会を開催し、翌10日から第5回節水対策（農・工40%、上20%）の実施と、国土交通省中部地方整備局への豊川用水緊急水利調整協議会の開催要請を決定した。その要請を受け、2月20日には平成25年渇水以来11年ぶ	1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 - 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画における所期の目標を達成した。 - 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したこと で、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給し、補給日数割合及び供給日数割合ともに100%を達成した。 - 各河川の取水制限等に併せて本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後局及び各事務所に渇水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムライン等に基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図った。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、A評定とした。	【細分化した項目の評定の算術平均】 （A4点×3項目×2倍＋A4 点×1項目＋B3点×1項目）÷（3項目×2+2項目）＝3.875 ⇒算術平均に最も近い評定は「A」評定である。 ※算定に当たっての評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 【水資源開発施設等の管理業務の評価】 本事業のうち、「1－1－1 安全で良質な水の安定した供給」、「1－1－2 洪水被害の防止・軽減」及び「1－1－3 危機的状況への的確な対応」について、重要度及び困難度ともに「高」と設定した。 「1－1－1 安全で良質な水の安定した供給」では、中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。 安全で良質な水の安定した供給等として、取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施し、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給した。 本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後局及び各事務所に渇水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムライン等に基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく調整するなど、効率的な水運用を図った。 渇水調整のために開催された渇水調整協議会等すべてに出席し、関係機関と緊密な連携が図られるよう情報共有等を実施した。 また、水質事故対応訓練を定期的実施、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常が発生した際に迅速かつ効果的に対応ができる体制の構築に努めた。令和7年度は、淡水赤潮等の水質異常が20施設において発生するとともに、水路やダム貯水池等の施設において20

					りとなる豊川用水緊急水利調整会議が開催され、水資源機構は同会議の決定に基づき、緊急取水対策に関する利水運用、仮設ポンプ等の工事及び配水運用を実施した。 また、筑後川水系においても九州北部の少雨が継続し、特に令和7年11月の降水量は平年の1割程度と極めて少なく、12月11日から第一次渇水調整として6ダム等（大山・小石原川・寺内・江川・筑後大堰・合所）が統合運用を開始した。その後も流況は改善せず、令和8年1月29日には第3次渇水調整が決定され、水道30～5%の取水制限が実施された。さらに降雨不足が続き、2月12日時点で主要6施設の合計貯水量は15%程度に低下したことから、2月13日の筑後川水系渇水調整連絡会において第4次渇水調整が図られ、福岡地区水道企業団55%、福岡県南広域水道企業団15%、佐賀東部水道企業団10%の取水制限が決定された。また、山口調整池の貯留水の活用に加え、小石原川ダムの渇水対策容量1,870万m³のうち、都市用水の断水回避に概ね300万m³、瀬ノ下地点の河川流量確保に概ね600万m³、合計900万m³を活用することが決定された。 水資源機構では、これら渇水状況を踏まえ、節水対策の開始時期や節水率などの対策内容の検討を行うとともに、利水者・河川管理者等との調整を実施し、節水対策が円滑に実施されるよう取り組んだ。また、各自治体や受水企業等の末端利用者への影響を踏まえ、迅速な節水対策の実行と効果的な広報が行えるよう努めた。 - 水資源機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対応に取り組んだ。また、平常時から河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を行うとともに、定期的な連絡会議等を通じて水質改善に向けた取組や水質に関する情報交換を行った。 さらに、水質事故対応訓練を定期的を実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常が発生した際に、的確な施設操作や拡散防止対策を迅速かつ効果的に実施できる体制の構築に努めた。 令和7年度は、54施設のうち20施設においてアオコ・淡水赤潮等の富栄養化現象や出水に伴う濁水長期化現象等の水質異常が発生した。また、水路やダム貯水池等の水資源機構の施設及びその周辺において20件の水質事故が発生したが、迅速に河川管理者、利水者をはじめとする関係機関に情報提供を行い、的確な施設操作及び拡散防止対策を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図った。 加えて、水資源機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対し指導の徹底を図った。 良質な用水供給を実現するため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策を検討する場に参画し、貯水池や取水口における水質状況及び水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組の具体化に努めた。 - 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。さらに、利根川水系及び荒川水系においては、関東地方で初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日から運用を開始した。 令和7年度は、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で渇水の発生が懸念される状況となったため、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に応じた自主節水の実施や取水制限開始のタイミング判断など、渇水対応を行った。 一方、渇水対応タイムラインが未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系及び木曽川水系		件の水質事故が発生したが、関係機関等と迅速な連絡調整を図るとともに、必要に応じて拡散防止対策等を実施することで、その影響の回避・軽減を図った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応は特筆すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したと高く評価できるものである。 「1－1－2洪水被害の防止・軽減」では、洪水調節を目的に含む9ダムで延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、ダム等の治水効果を確実に発揮し、洪水調節適正実施割合100%を達成した。 令和7年7月14日から15日にかけて岐阜県で活発な雨雲が発生し、この影響により阿木川ダム（岐阜県恵那市）上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223m³）に約48%に相当する毎秒約106m³を貯留し、この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 また、流域治水協議会（10協議会）及び大規模氾濫減災協議会（28協議会）に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図った。さらには、地域住民等を含む多くの関係者に対し、過去の台風や豪雨等における災害発生時の機構の取組事例や成果等を情報発信するための説明会を63件実施するなど、分かりやすい情報発信を行った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、関係機関と情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理により地域の浸水被害を防止・軽減させ、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献し、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したことは、高く評価できるものである。
--	--	--	--	--	--	--	---

					については策定に向けた動きはみられないものの、筑後川水系については、引き続き渇水対応タイムラインの策定に向けて関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等にはすべて出席し、渇水被害の軽減に向けた緊密な連携が図られるよう、国及び地方公共団体、関係機関、利水者に対してダムの水源情報を共有した 1-1-2 洪水被害の防止・軽減 - 洪水調節を目的に含む9ダムにおいて、延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 - 令和7年6月前線時において岩屋ダムでは、最大流入時(毎秒約547m³)に約70%に相当する毎秒約384m³を貯留し、下流の東沓部地点における河川水位を約2.30m低減させたものと推定される。また、令和7年7月前線時において阿木川ダムでは、最大流入時(毎秒約223m³)に約48%に相当する毎秒約106m³を貯留し、大門地点の河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。さらに、令和7年8月前線時において寺内ダムでは、最大流入時(毎秒約91m³)に約77%に相当する毎秒約70m³を貯留し、金丸橋地点における河川水位を約1.46m低減させ、はん濫注意水位の超過を防いだ。 - 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作(緊急放流を含む)、ダム下流河川の状況及び計画規模を超える出水時における緊急放流の概要等について説明した。これにより、関係機関にダムの機能について正しい理解を得るとともに、ダムの計画規模を超える出水が予測される場合には、自治体による避難指示等の迅速な発令により、下流沿川住民の円滑な避難行動に繋がるよう情報共有を図った。 - また、各水系に設置された流域治水協議会(10協議会等)に参画し、流域治水に関する協議及び情報共有を実施した。あわせて、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会(28協議会)においても、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行い、情報共有及びリスクコミュニケーションを図った。 - ダム等の放流警報設備について、放流警報時に支障とならない範囲で、市町村が流域住民に対し災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用できるよう、ダム下流の関係市町村等に説明を行った。また、既に協定を締結している市町村とは、警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を実施するなど、働きかけを行った。 - 洪水時には、地方公共団体等の関係機関に対して、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時かつ的確に行うとともに、洪水調節を実施した全9ダムの洪水調節状況等をリアルタイムでウェブサイト公開した。さらに、洪水後には速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やウェブサイト等で公表し、ダムによる洪水被害軽減効果に関する情報発信を行った。 - 地域住民や河川利用者等を含む多くの関係者に対し、過去の台風や豪雨等における災害時の水資源機構の対応事例や成果等を周知するため、説明会等を63件実施した。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、多くの方に理解しやすい内容としてとりまとめ、ウェブサイトへの掲載やダム下流の市町村への配布などにより積極的な情報発信を行った。 - 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、利水ダムを含め水系ごとに治水協定(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)を締結し、事前放流等に取り組んでいる。 - 令和7年度において、特定施設での事前放流は実施されなかった。7ダム(岩屋、阿木川、味噌川、室生、寺内、大山、小石原川)では延べ9回、基準雨量を超過したため防災体制	1-1-2 洪水被害の防止・軽減 - 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画における所期の目標を達成した。 - 洪水調節を目的に含む全25ダムのうち9ダムで延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させ、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 - 令和7年7月14日から15日にかけて日本海上空の低気圧から延びる前線に向かって太平洋側から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、岐阜県では活発な雨雲が発生した。この影響により阿木川ダム(岐阜県恵那市)上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。 - この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは最大流入時(毎秒約223m³)において、約48%に相当する毎秒約106m³を貯留した。この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、A評定とした。	「1-1-3 危機的状況への的確な対応」では、令和7年度においては、関係機関と連携して、大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を404回(対指標:103%)実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を72回(対指標:113%)実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んだ。 特に、大規模な漏水等を想定した排水ポンプ車の操作訓練では、全国の農政局と合同で訓練を実施し、連携強化を図った。 このうち、木曽川大堰の訓練では、漏水事故発生からの一連の流れに対応する訓練を機構が主体的に企画し、事故発生時等の関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請を実働し、現場と利水者等だけでなく、支社と地方局・関係県等及び本社と主務省との情報伝達等の訓練もあわせて実施することにより連携強化を図った。 備蓄資材・機材による他機関への支援実績として、令和7年度の下半期は、全国的に少雨傾向の中、離島(東京都利島村、佐賀県唐津市加唐島)へ延べ196日にわたり可搬式浄水装置による渇水対応の支援を行った。 日頃から危機管理状況を想定し、訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化を図っている。また、発生場所や被災規模の予見が難しい災害対応において、速やかに機構の備蓄資材等による支援を行うとともに、被災地での厳しい状況下での職員による迅速な災害支援活動は高く評価できるものである。
--	--	--	--	--	---	---	--

			へ移行し、事前放流の必要性を検討したが、いずれの事例においても、確保すべき容量が既に確保されていたことから、事前放流は実施しなかった。 一方、利水ダムでは、事前放流の基準雨量を超えると予測された降雨が6施設（大島ダム、宇連ダム、大野頭首工、牧尾ダム、江川ダム、中里ダム）で延べ15回発生した。しかし、いずれの施設においても事前放流基準水位以下であった、又は確保すべき容量が既に確保されていたため、事前放流による水位低下は行われなかった。 SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)の取組として、「ダム群連携最適操作シミュレータ（プロトタイプ）」の開発を進め、令和4年度までに「木津川上流ダム群（高山・青蓮寺・比奈知・室生・布目ダム）」及び「荒川上流ダム群（浦山・滝沢・二瀬・合角ダム）」において最適操作シミュレータを開発し、試行運用を開始した。本シミュレータは、大規模出水時に、各ダムの貯水状況等を踏まえつつ複数ダムの貯水容量を最大限に活用し、下流基準地点の水位を最も低く抑えるための操作案を短時間で決定・提示するものである。なお、令和7年度まで効果検証を継続したが、両ダム群において効果検証が可能となる出水は発生しなかった。 また、令和7年度には、特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかった。しかし、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいては、降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで下流河川の水位低下効果を高めることが可能となる。このため、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案に基づき判断を行うシステムを構築し、次期洪水期からの運用開始に向け河川管理者との協議を実施した。	
			1-1-3 危機的状況への的確な対応 - ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、5施設（徳山ダム、南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工）において管理用制御処理設備の整備を進め、徳山ダムは整備が完了した。南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工については、令和8年度の完了に向け整備を進めている。また、下久保ダムにおいては監査廊内のWi-Fi設備の整備を完了した。 - さらに、ダム施設の操作設備のバックアップ及び機能の二重化に向け、遠隔操作を見据えた設備設計を進めている。 - 関係機関と連携し、大規模地震、水インフラの老朽化による重大事故、異常湧水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を404回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携強化の取組を72回実施した。これらの実績は、中期目標において困難度が「高」とされ、指標として定められた第4期中期目標期間における平均実施回数（393回及び64回）を上回り、災害対応訓練実施回数は103%、連携強化取組回数は113%となった。 - また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材の活用訓練を実施し、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通及び情報共有を目的として、水資源機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続した。危機管理体制維持のため、4事務所の防災宿舍の改修工事等を完了し、全事務所において宿舍整備計画を策定して、防災宿舍の計画的な整備・維持管理を進めた。 - さらに、ポンプ車及びクレーン付トラック等の車両・機材の法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備を実施したほか、備蓄資材については管理台帳や使用記録簿との照合により規格・数量等の確認を行うことで、適切な管理に努めた。 - 防災業務の機能を強化するため、防災業務計画本社細則における防災本部構成及び業務内容の見直しを行った。また、総管化に伴い、支社局本部及び18総管の防災業務計画細則及び業務継続計画を見直し、危機管理体制の強化を図った。 - さらに、業務継続計画（取水障害対応編）に基づき、大規模な漏水等の発生を想定した情報伝達訓練及び排水ポンプ車等の操作訓練を実施した。	1-1-3 危機的状況への的確な対応 - 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、指標を達成する等、中期計画における所期の目標を達成した。 - 災害対応訓練を404回（対指標：103%）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を72回（対指標：113%）実施する等、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んだ。 - 突発事故や災害等により管理する施設に被害が生じた場合に迅速に対応できるよう関係機関との連携強化のための合同訓練を年間72回実施した。 - 特に、大規模な漏水等を想定した排水ポンプ車等の操作訓練については、令和6年度に利根大堰で実施した関東農政局及び東北農政局との合同訓練の成果を踏まえ、全国の農政局と訓練を実施し、関係機関間の連携強化を図った。 - このうち木曽川大堰における訓練では、排水

					特に排水ポンプ車等の操作訓練については、令和6年度に利根大堰で実施した関東農政局及び東北農政局との合同訓練の成果を踏まえ、全国の農政局と訓練を実施し、関係機関間の連携強化を図った。 このうち木曽川大堰における訓練では、排水ポンプの設置及び運転に係る実動訓練に加え、漏水事故発生から復旧対応に至る一連の流れを想定した総合訓練を水資源機構が主体的に企画・実施し、事故発生時における関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請等を実動で行うとともに、現場と利水者等のみならず、支社と地方局・関係県等、本社と主務省間における情報伝達についても一体的に検証することで、総合的な対応力及び連携体制の一層の強化を図った。 令和7年度には17件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応したことで、用水供給の確保及び被害拡大の防止を図ることができた。本マニュアルはクラウド型文書管理・情報共有環境に掲載し、全職員が閲覧可能とすることで周知徹底を図り、危機管理体制の強化につなげている。 また、事務職・技術職を問わず実施した資産管理等担当者説明会において、「災害時の復旧工事における工事用地に係る損失補償マニュアル」の周知徹底を図った。 - 水資源機構が管理する施設において、臨時点検が必要となる地震(ダム施設:震度4以上又はダム基礎地盤において25gal以上、水路等施設:震度5弱以上)が計5回発生した。これらの地震発生時には、迅速な情報収集及び伝達を行うとともに、6施設で延べ6回の臨時点検を実施し、施設の安全確保及び用水の安定供給に努めた。 - また、大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等が発生した場合に備え、可搬式浄水装置及びポンプ車を含む備蓄資機材を活用し、令和7年度は2件の対応を実施した。これにより、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧に取り組んだ。 - 水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。 - 武力攻撃事態等が発生した場合には、メディアの報道及びEm-Net（エムネット）を活用して情報収集を行うとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施できる体制を継続している。 - 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)業務は発生しなかった。 - また、特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)を都道府県知事等から要請された場合に備え、必要な準備を進めた。 - 災害時等における水資源機構の技術力を活かした他機関への支援については、令和7年12月16日、東京都利島村から渇水対応に係る給水支援要請を受け、水資源機構は緊急災害対策支援本部を設置し、支援の実施を決定した。これを受けて、同月23日には、利島村役場、東京都、東京都協力業者、水資源機構の4者により現地調査及び打合せを実施し、必要となる設備内容、各機関の役割分担、水資源機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、並びに今後のスケジュールについて確認した。 - この調整結果を踏まえ、令和8年1月23日には利根導水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を利島へ運搬した。その後、同月30日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。さらに、水質検査により安全性を確認した後、浄水装置は本格的に稼働を開始し、利島における渇水対応に貢献した。 - また、令和8年2月6日には、日本水道協会から佐賀県唐津市加唐島の渇水対応に係る給水支援要請を受け、支援の実施を決定した。これを受けて、同月10日には唐津市と合同で現地調査及び打合せを実施し、必要となる設備内容、役割分	ポンプの設置及び運転に係る実動訓練に加え、漏水事故発生から復旧対応に至る一連の流れを想定した総合訓練を水資源機構が主体的に企画・実施し、事故発生時における関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請等を実動で行うとともに、現場と利水者等のみならず、支社と地方局・関係県等、本社と主務省間における情報伝達についても一体的に検証することで、総合的な対応力及び連携体制の一層の強化を図った。 ① R7年10月16日 宮城県内(国営地区) 東北農政局、本省、本社 計10名 ② R7年10月21日 筑後大堰 九州農政局、災害協定業者、筑後川下流総管他 計63名 ③ R7年10月22日 香川用水 中国四国農政局、土地改良区、吉野川本部他 計59名 ④ R7年11月14日 群馬用水 関東農政局、群馬県、利根上流総管他 計28名 ⑤ R7年12月9日 木曽川大堰 東海農政局、近畿農政局、北陸農政局、中部支社他 計49名 - 令和7年度の下半期は、全国的に小雨傾向であり、機構施設でも渇水となっていることと同様に、他水系（特に離島等の水源が小規模）でも厳しい状況にあった。このため、他機関の要請に対応し、可搬式浄水装置による支援を行った。 ① 東京都利島村（利島）の渇水に対する可搬式浄水装置による給水支援（支援期間：R7.12.16～R8.4.9. 給水実績約2,100m³） ② 佐賀県唐津市(加唐島)の渇水に対する可搬式浄水装置による給水支援（支援期間：R8.2.6～R8.4.27 給水実績約500m³） - これらの取組により、
--	--	--	--	--	---	--

				担、水資源機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、並びに今後のスケジュールについて確認した。 この調整結果を踏まえ、同月22日には愛知用水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を加唐島へ運搬した。その後、同月27日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。さらに、水質検査により安全性を確認した後、浄水装置は本格的に稼働を開始し、加唐島における渇水対応に貢献した。 平常時においては、災害発生時に迅速な初動対応へつなげるため、水資源機構が所有する配備機材の輸送等を水資源機構に代わり実施できる企業と災害支援協定を締結し、支援体制の整備を図った。 令和7年度に実施したポンプ車等の操作訓練では、水資源機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局へ共有し、農林水産省及び水資源機構が保有するポンプ車による合同訓練を実施した。また、日本水道協会との「災害時における支援活動に関する協定」に基づく訓練として、装置の能力、設置場所及び運用時の留意事項を共有し、実働に備えた確認を行った。 さらに、これらの訓練には関係自治体や利水者の参加も得て、水資源機構が配備する機材・装備に関する情報共有を行うとともに、危機管理能力の向上及び関係機関との連携強化を図った。	困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、A評定とした。
				1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 - 令和7年度における「我が国事業者の参入を目指して水資源機構が行った海外調査等の件数」は以下の6件である。 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの：4件 【内訳】 - 令和7年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務：3件 2025年度 トルコ共和国における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務：1件 ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの：2件 水資源機構は、活性化協議会の事務局機関として、全体会議を2回開催した。また、全体会議で選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、流域や対象施設に係る課題・対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行い、概略の対応策案を検討するとともに、相手国関係機関等へ提案した（現地調査3回、相手国政府機関等との協議〔Web会議含む〕16回を実施）。 また、本邦企業の技術が適用可能な案件発掘に向け、本邦団体等を対象とする意見交換会等を11回実施した。 さらに、トルコ国が所管するダム等の水資源関連施設について、前年度の調査結果を踏まえて追加の情報収集を実施した。トルコ企業との協業可能性も考慮しつつ、本邦技術を活用する余地のある案件を抽出・具体化し、相手国政府へ事業提案を行った（11月に現地渡航し、現地調査及びトルコ国政府関係機関等へのヒアリングを実施）。 併せて、水資源機構が有する水資源開発施設の建設・運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者調整の経験、管理組織・法制度に関する知識と、民間コンサルタントの設計ノウハウを融合し、JVを組成してJICAが委託する新規ODA業務2件に参画し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。 特に、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、フィリピン国最大級のダムを対象とした総事業費約4,000億円規模の大型案件であり、令和6年12月にODA有償案件として承認されたものである。 水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。	1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 - 左記の取組及び成果により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果を得ることができた。 - 関係省庁や関係機関との協力体制の構築や民間事業者の要請に応じたJV組成による海外インフラ事業の受注支援や我が国事業者の参入の促進に資する調査の受託、日本の経験や技術を紹介する研修の受託等を通じ、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進を進めた。 - 令和7年度において、水資源機構は「我が国事業者の参入を目指した海外調査等」を6件実施した。 このうち、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、フィリピン国最大級のダムを対象とした総事業費約4,000億円規模の大型案件であり、令和6年12月にODA有償案件として承認されたものである。 水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係

					本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」については、令和5年度から4か年計画で実施しており、令和7年度は以下の取組を実施した。 ① 現地実証調査の継続及び成果確認 ② 水資源機構経営陣による現地関係機関への成果説明 ③ 成果の国際会議等での発信 ④ 成果普及に係る現地法人との協議 等 これらにより、間断灌漑に関する情報共有、水資源機構のネットワーク拡大、海外農業農村開発分野における水資源機構活動の浸透を図ることができた。 なお、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラルの実現、我が国の経済成長、展開国の社会課題解決、SDGsの達成に資するダム再生事業の展開に重点的に取り組んだ。	を構築した結果、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 これらの取組により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断できることから、A評定とした。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	安全で良質な水の安定した供給		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 困難度：「高」 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
補給日数割合 (計画値)	補給必要日数 ^{※1} に 対する実補給日数の割合 (注1) 100%	—	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	54,051,444	
補給日数割合 (実績値)	補給必要日数 ^{※1} に 対する実補給日数の割合 (注1)	100%	100%	100%	100%	100%		決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675	49,884,553	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	119,966,104	
供給日数割合 (計画値)	供給必要日数 ^{※2} に 対する実供給日数の割合 (注2) 100%	—	100%	100%	100%	100%		経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	△201,233	
供給日数割合 (実績値)	供給必要日数 ^{※2} に 対する実供給日数の割合 (注2)	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト （千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	120,847,721	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		従事人員数	852	884	865	880	
出席率	水資源開発水系におけ る渇水調整のための協 議会等への出席率 100%	—	100%	100%	100%	100%							
水資源開発水 系における渇水 対応タイムライ ンの策定数	—	—	4水系	4水系	4水系	4水系							

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数※¹に対する実補給日数の割合 100%
各年度の供給日数割合：供給必要日数※²に対する実供給日数の割合 100%
〈指標〉水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%
水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数
（注 1）※ 1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注 2）※ 2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設、幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注 3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
（注 5）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。	別表1「施設管理」に掲げる54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日機構のウェブサイトに掲載する。	別表1「施設管理」に掲げる54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日機構のウェブサイトに掲載する。	<定量目標> ・各年度の補給日数割合 100% ・各年度の供給日数割合 100% <指標> ・水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100% ・水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数 <評価の視点> 的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。 渇水、水質異常等の発生時に、その影響の軽減に努めたか。 危機的な渇水に備え、関係者相互の連携強化等渇水対応力の向上に重点的に取り組んだか。	<主要な業務実績> (1)安定した用水の供給等 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことにより、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%、また、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）も100%となり、供給日数割合及び補給日数割合はいずれも定量目標値である100%を達成した。 ダム等の水管理に関する情報については、毎日、水資源機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトによる水源情報の更新頻度を高めるなど、情報提供の充実を図り、利水者をはじめとする関係機関との連携を強化した。 より効率的な水運用として低水管理の合理化及び省力化を図るため、流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行導入している2ダム（日吉ダム・池田ダム）においては、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去、欠測値補填等を行い、予測精度の向上を図った。この成果を踏まえ、令和8年度までに特定施設を含む全28ダムへの導入方針を決定し、令和7年度には12ダムのシステム構築を完了するとともに、令和8年度に導入する16ダムの設計・契約手続きを進めた。 成田用水、北総東部用水、木曽川用水（濃尾第二施設）、三重用水及び両筑平野用水においては、農業用水の利用実態を把握するため営農実態調査等を実施し、水利用状況の把握に努めた。また、群馬用水、成田用水、北総東部用水、利根中央、武蔵水路及び埼玉合口二期、木曽川用水（木曽川右岸施設）、三重用水、愛知用水、長良導水、豊川用水、両筑平野用水及び福岡導水においては、水利用の実態を踏まえつつ、河川管理者・利水者・関係機関との間で水利権更新に向けた協議調整を進めた。 令和7年度の渇水対応については、前年度からの少雨傾向が継続したことから、年度当初より吉野川水系銅山川で取水制限が実施されたほか、豊川水系でも流域での降水不足が続き、春渇水により43日間の節水対策を実施した。その後、一旦は全国的に取水制限等が解除されたものの、東海地方及び四国地方では梅雨明けが平年より23日早く、降雨も少ない状況が続いた。さらに九州北部では、梅雨期間が観測史上最短となる20日間にとどまるなど広範囲で降雨が不足し、貯水量が十分に回復しないまま夏期を迎えた。その後も水源地域では台風接近が少なく、10月以降も降水量が月平均を大きく下回ったことから、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系において渇水対策が実施される事態となった。 特に豊川水系においては、令和7年8月の宇連ダム地点降水量が平年比48%と少雨であったことから、ダム・調整池からの補給に転じ、貯水率低下を受けて8月28日から本年度2回目となる節水対策（農・上・工一律5%）を実施した。その後も10月～12月の降水量が平年の3～6割と少ない状況が続き、貯水量が十分に回復しなかったことから節水対策を段階的に強化したが、令和8年2月9日時点で豊川用水全体の貯水率は15.3%（平年比22.7%）まで低下した。このため、豊川用水節水対策協議会を開催し、翌10日から第5回節水対策（農・工40%、上20%）の実施と、国土交通省中部地方整備局への豊川用水緊急水利調整協議会の開催要請を決定した。その要請を受け、2月20日には平成25年渇水以来11年ぶりとなる豊川用水緊急水利調整会議が開催され、水資源機構は同会議の決定に基づき、緊急取水対策に関する利水運用、仮設ポンプ等の工事及び配水運	<評価と根拠> 評価：A ・取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことにより、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%、また、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）も100%となり、供給日数割合及び補給日数割合はいずれも定量目標値である100%を達成した。 ・ダム等の水管理に関する情報については、毎日、水資源機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトによる水源情報の更新頻度を高めるなど、情報提供の充実を図り、利水者をはじめとする関係機関との連携を強化した。 ・より効率的な水運用として低水管理の合理化及び省力化を図るため、流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行導入している2ダム（日吉ダム・池田ダム）においては、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去、欠測値補填等を行い、予測精度の向上を図った。この成果を踏まえ、令和8年度までに特定施設を含む全28ダムへの導入方針を決定し、令和7年度には12ダムのシステム構築を完了するとともに、令和8年度に導入する16ダムの設計・契約手続きを進めた。 ・成田用水、北総東部用水、木曽川用水（濃尾第二施設）、三重用水及び両筑平野用水においては、農業用水の利用実態を把握するため営農実態調査等を実施し、水利用状況の把握に努めた。また、群馬用水、成田用	中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。 ・安全で良質な水の安定した供給等として、取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施し、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給した。 ・本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後局及び各事務所に渇水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムライン等に基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく調整するなど、効率的な水運用を図った。 ・渇水調整のために開催された渇水調整協議会等すべてに出席し、関係機関と緊密な連携が図られるよう情報共有等を実施した。 また、水質事故対応訓練を定期的に実施、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常が発生した際に迅速かつ効果的に対応ができる体制の構築に努めた。 ・令和7年度は、淡水赤潮等の水質異常が20施設において発生するとともに、水路やダム貯水池等の施設において20件の水質事故が発生したが、関係機関等と迅速な連絡調整を図るとともに、必要に応じて拡散防止対策等を実施することで、その影響の回避・軽減を図った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応は特筆すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したと高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・各地で渇水が発生している中で、定量目標	

	また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との一層の連携を図る。 ③ より効率的な水運用としてICT 等新技術の活用について検討を行い、低水管理の合理化を進める。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。	また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との連携を強化する。 ③ より効率的な水運用として低水管理の合理化を進めるため、ICT等新技術の活用について検討を行う。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。	用を実施した。 また、筑後川水系においても九州北部の少雨が継続し、特に令和7年11月の降水量は平年の1割程度と極めて少なく、12月11日から第一次渇水調整として6ダム等（大山・小石原川・寺内・江川・筑後大堰・合所）が統合運用を開始した。その後も流況は改善せず、令和8年1月29日には第3次渇水調整が決定され、水道30～5%の取水制限が実施された。さらに降雨不足が続き、2月12日時点で主要6施設の合計貯水量は15%程度に低下したことから、2月13日の筑後川水系渇水調整連絡会において第4次渇水調整が図られ、福岡地区水道企業団55%、福岡県南広域水道企業団15%、佐賀東部水道企業団10%の取水制限が決定された。また、山口調整池の貯留水の活用に加え、小石原川ダムの渇水対策容量1,870万㎡のうち、都市用水の断水回避に概ね300万㎡、瀬ノ下地点の河川流量確保に概ね600万㎡、合計900万㎡を活用することが決定された。 水資源機構では、これら渇水状況を踏まえ、節水対策の開始時期や節水率などの対策内容の検討を行うとともに、利水者・河川管理者等との調整を実施し、節水対策が円滑に実施されるよう取り組んだ。また、各自治体や受水企業等の末端利用者への影響を踏まえ、迅速な節水対策の実行と効果的な広報が行えるよう努めた。	水、北総東部用水、利根中央、武蔵水路及び埼玉合口二期、木曽川用水（木曽川右岸施設）、三重用水、愛知用水、長良導水、豊川用水、両筑平野用水及び福岡導水においては、水利用の実態を踏まえつつ、河川管理者・利水者・関係機関との間で水利権更新に向けた協議調整を進めた。 ・ 令和7年度の渇水対応については、前年度からの少雨傾向が継続したことから、年度当初より吉野川水系銅山川で取水制限が実施されたほか、豊川水系でも流域での降水不足が続き、春渇水により43日間の節水対策を実施した。その後、一旦は全国的に取水制限等が解除されたものの、東海地方及び四国地方では梅雨明けが平年より23日早く、降雨も少ない状況が続いた。さらに九州北部では、梅雨期間が観測史上最短となる20日間にとどまるなど広範囲で降雨が不足し、貯水量が十分に回復しないまま夏期を迎えた。その後も水源地域では台風接近が少なく、10月以降も降水量が月平均を大きく下回ったことから、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系において渇水対策が実施される事態となった。 特に豊川水系においては、令和7年8月の宇連ダム地点降水量が平年比48%と少雨であったことから、ダム・調整池からの補給に転じ、貯水率低下を受けて8月28日から本年度2回目となる節水対策（農・上・工一律5%）を実施した。その後も10月～12月の降水量が平年の3～6割と少ない状況が続き、貯水量が十分に回復しなかったことから節水対策を段階的に強化したが、令和8年2月9日時点で豊川用水全体の貯水率は15.3%（平年比	が達成されたことは、上位評価に値する。 ・ 安定的な水資源の確保を図り、24時間365日の安定的な給水を行うことが水道の使命で、その点には量と質の問題があるが、量に関しては機構によるダムのコントロールによるところが大きいことは理解するが、水質に関しての取組や工夫についても評価対象に取り込む必要があるのではないか。 ・ 渇水対応タイムラインを活用した適切な渇水調整や関係機関と連携した水質異常の影響回避・軽減など、きめ細やかな施設操作などにより効果的な水運用を実施したことについて高く評価する。また、災害の有無にかかわらず、通常時においても安全で良質な水の安定した供給が行えていること自体に対して適切に評価されるべきであると考ええる。 ・ 渇水対策本部等の設置、情報発信の頻度向上、節水啓発、関係機関との連携を行い、降雨状況に応じて補給量をきめ細かく変更した点は、A評価の根拠として妥当である。 ・ 渇水対応タイムラインに基づく関係機関との連携や、状況に応じた柔軟な水運用により、安定的な用水供給を確保したことは高く評価できる。よって、A評価は妥当であると考ええる。
(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。	(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して利用できるよう、日常的に水質情報を把握し、常に安全で良質な水の供給に努める。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担	(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、日常的に水質情報を把握し、常に安全で良質な水の供給に努める。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割	(2)安全で良質な用水の供給 水資源機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対応に取り組んだ。また、平常時から河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を行うとともに、定期的な連絡会議等を通じて水質改善に向けた取組や水質に関する情報交換を行った。 さらに、水質事故対応訓練を定期的の実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常が発生した際に、的確な施設操作や拡散防止対策を迅速かつ効果的に実施できる体制の構築に努めた。 令和7年度は、54施設のうち20施設においてアオコ・淡水赤潮等の富栄養化現象や出水に伴う濁水長期化現象等の水質異常が発生した。また、水路やダム貯水池等の水資源機構の施設及びその周辺において20件の水質事故が発生したが、迅速に河川管理者、利水者をはじめとする関係機関に情報提供を行い、的確な施設操作及び拡散防止対策を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図った。 加えて、水資源機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対し指導の徹底を図った。 良質な用水供給を実現するため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策を検討する場に参画し、貯水池や取水口における水質状況及び水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組の具体化に努めた。	(3)危機的な渇水への対策推進 吉野川水系では、全国フルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。さらに、利根川水系及び荒川水系においては、関東地方で初となる利根川水系渇水対応タイムライン及	

	(3) 危機的な渇水への対策推進 気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、今後の危機的な渇水に備えるため、水資源開発水系において、関係者が協働して渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする「渇水対応タイムライン」の策定に積極的に参画するなど地域と一体となって、関係者相互の連携強化や渇水対応力の向上に重点的に取り組むこと。	う。 ① 機構施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有等を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ より良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。	を担う。 ① 機構施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有等を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ 良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。	び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日から運用を開始した。 令和7年度は、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で渇水の発生が懸念される状況となったため、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に応じた自主節水の実施や取水制限開始のタイミング判断など、渇水対応を行った。 一方、渇水対応タイムラインが未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系及び木曽川水系については策定に向けた動きはみられないものの、筑後川水系については、引き続き渇水対応タイムラインの策定に向けて関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等にはすべて出席し、渇水被害の軽減に向けた緊密な連携が図られるよう、国及び地方公共団体、関係機関、利水者に対してダムの水源情報を共有した。	22.7%) まで低下した。このため、豊川用水節水対策協議会を開催し、翌10日から第5回節水対策（農・工40%、上20%）の実施と、国土交通省中部地方整備局への豊川用水緊急水利調整協議会の開催要請を決定した。その要請を受け、2月20日には平成25年渇水以来11年ぶりとなる豊川用水緊急水利調整会議が開催され、水資源機構は同会議の決定に基づき、緊急取水対策に関する利水運用、仮設ポンプ等の工事及び配水運用を実施した。 また、筑後川水系においても九州北部の少雨が継続し、特に令和7年11月の降水量は平年の1割程度と極めて少なく、12月11日から第一次渇水調整として6ダム等（大山・小石原川・寺内・江川・筑後大堰・合所）が統合運用を開始した。その後も流況は改善せず、令和8年1月29日には第3次渇水調整が決定され、水道30～5%の取水制限が実施された。さらに降雨不足が続き、2月12日時点で主要6施設の合計貯水量は15%程度に低下したことから、2月13日の筑後川水系渇水調整連絡会において第4次渇水調整が図られ、福岡地区水道企業団55%、福岡県南広域水道企業団15%、佐賀東部水道企業団10%の取水制限が決定された。また、山口調整池の貯留水の活用に加え、小石原川ダムの渇水対策容量1,870万m³のうち、都市用水の断水回避に概ね300万m³、瀬ノ下地点の河川流量確保に概ね600万m³、合計900万m³を活用することが決定された。 水資源機構では、これから渇水状況を踏まえ、節水対策の開始時期や節水率などの対策内容の検討を行うとともに、利水者・河川管理者等との調整を実施し、節水対策が円滑に実施されるよう取り組んだ。また、各自治体や受水企業等の末端利用者への影響を踏まえ、迅速な節水対策の実行と効果的な広報
--	---	---	---	---	---

						が行えるよう努めた。 - 水資源機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対応に取り組んだ。また、平常時から河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を行うとともに、定期的な連絡会議等を通じて水質改善に向けた取組や水質に関する情報交換を行った。 さらに、水質事故対応訓練を定期的を実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常が発生した際に、的確な施設操作や拡散防止対策を迅速かつ効果的に実施できる体制の構築に努めた。 - 令和7年度は、54施設のうち20施設においてアオコ・淡水赤潮等の富栄養化現象や出水に伴う濁水長期化現象等の水質異常が発生した。また、水路やダム貯水池等の水資源機構の施設及びその周辺において20件の水質事故が発生したが、迅速に河川管理者、利水者をはじめとする関係機関に情報提供を行い、的確な施設操作及び拡散防止対策を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図った。 加えて、水資源機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対し指導の徹底を図った。 - 良質な用水供給を実現するため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策を検討する場に参画し、貯水池や取水口における水質状況及び水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組の具体化に努めた。 - 吉野川水系では、全国のフルブラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3	
--	--	--	--	--	--	--	--

						年 1 月に策定した。また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを 5 つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和 3 年 4 月から試行運用を開始した。さらに、利根川水系及び荒川水系においては、関東地方で初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和 3 年 12 月 16 日から運用を開始した 令和 7 年度は、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で渇水の発生が懸念される状況となったため、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に応じた自主節水の実施や取水制限開始のタイミング判断など、渇水対応を行った。 一方、渇水対応タイムラインが未策定の 3 水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系及び木曽川水系については策定に向けた動きはみられないものの、筑後川水系については、引き続き渇水対応タイムラインの策定に向けて関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等にはすべて出席し、渇水被害の軽減に向けた緊密な連携が図られるよう、国及び地方公共団体、関係機関、利水者に対してダムの水源情報を共有した。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、A 評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4．その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	洪水被害の防止・軽減		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダム建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 困難度：「高」 ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
洪水調節適正 実施割合 (計画値)	洪水調節適正実施割 合（注1）100%	—	—	—	—	—		予算額（千円）	45,658,521 (26,210,633)	49,762,309 (28,086,036)	50,756,028 (28,073,419)	54,051,444 (29,969,260)	
洪水調節適正 実施割合 (実績値)	洪水調節適正実施割 合（注1）	100%	100%	100%	100%	100%		決算額（千円）	43,976,813 (25,375,909)	47,460,264 (26,274,883)	48,221,675 (26,621,760)	49,884,553 (27,270,413)	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	114,032,433 (64,890,793)	117,229,840 (65,766,002)	118,047,095 (66,255,692)	119,966,104 (66,203,257)	
情報発信する ための説明会 等の実施件数 (計画値)	—	—	—	—	—	—		経常利益（千円）	△428,948 (△186,318)	△204,644 (△68,905)	△198,775 (△40,752)	△201,233 (△78,800)	
情報発信する ための説明会	—	—	45件	59件	68件	63件		行政コスト	114,021,919 (64,890,793)	118,631,635 (66,030,219)	118,585,332 (66,255,822)	120,847,721 (66,998,834)	

	等の実施件数 (実績値)									(千円)					
	達成度	—	—	—	—	—	—			従事人員数	852 (505)	884 (542)	865 (532)	880 (550)	

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100％
 （注１）洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
 （注２）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 （注３）（ ）は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
 （注４）従事人員数は、１月１日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)（通称「流域治水関連法」）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。 なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。 また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。)に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。)に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	<定量目標> ・各年度の洪水調節適正実施割合100% <指標> ・機構が管理する特定施設及び利水ダムの関係者（国や地方公共団体を除く。）への洪水被害軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数 <評価の視点> 的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。	<主要な業務実績> (1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水調節を目的に含む9ダムにおいて、延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 令和7年6月前線時において岩屋ダムでは、最大流入時（毎秒約547㎥）に約70%に相当する毎秒約384㎥を貯留し、下流の東沓部地点における河川水位を約2.30m低減させたものと推定される。また、令和7年7月前線時において阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223㎥）に約48%に相当する毎秒約106㎥を貯留し、大門地点の河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。さらに、令和7年8月前線時において寺内ダムでは、最大流入時（毎秒約91㎥）に約77%に相当する毎秒約70㎥を貯留し、金丸橋地点における河川水位を約1.46m低減させ、はん濫注意水位の超過を防いだ。 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作（緊急放流を含む）、ダム下流河川の状況及び計画規模を超える出水時における緊急放流の概要等について説明した。これにより、関係機関にダムの機能について正しい理解を得るとともに、ダムの計画規模を超える出水が予測される場合には、自治体による避難指示等の迅速な発令により、下流沿川住民の円滑な避難行動に繋がるよう情報共有を図った。 また、各水系に設置された流域治水協議会（10協議会等）に参画し、流域治水に関する協議及び情報共有を実施した。あわせて、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（28協議会）においても、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行い、情報共有及びリスクコミュニケーションを図った。 ダム等の放流警報設備について、放流警報時に支障とならない範囲で、市町村が流域住民に対し災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用できるよう、ダム下流の関係市町村等に説明を行った。また、既に協定を締結している市町村とは、警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を実施するなど、働きかけを行った。 洪水時には、地方公共団体等の関係機関に対して、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時かつ的確に行うとともに、洪水調節を実施した全9ダムの洪水調節状況等をリアルタイムでウェブサイト公開した。さらに、洪水後には速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やウェブサイト等で公表し、ダムによる洪水被害軽減効果に関する情報発信を行った。 地域住民や河川利用者等を含む多くの関係者に対し、過去の台風や豪雨等における災害時の水資源機構の対応事例や成果等を周知するため、説明会等を63件実施した。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、多くの方に理解しやすい内容としてとりまとめ、ウェブサイトへの掲載やダム下流の市町村への配布などにより積極的な情報発信を行った。 (2)異常洪水に備えた対応の強化 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムを含め水系ごとに治水協定（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）を締結し、事前放流等に取り組んでいる。 令和7年度において、特定施設での事前放流は実施されなかった。7ダム（岩屋、阿木川、味噌川、室生、寺内、大山、小石	<評定と根拠> 評定：A ・洪水調節を目的に含む9ダムにおいて、延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 令和7年6月前線時において岩屋ダムでは、最大流入時（毎秒約547㎥）に約70%に相当する毎秒約384㎥を貯留し、下流の東沓部地点における河川水位を約2.30m低減させたものと推定される。また、令和7年7月前線時において阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223㎥）に約48%に相当する毎秒約106㎥を貯留し、大門地点の河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 ・流域治水協議会（10協議会）及び大規模氾濫減災協議会（28協議会）に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図った。また、地域住民等を含む多くの関係者に対し、過去の台風や豪雨等における災害発生時の機構の取組事例や成果等を情報発信するための説明会を63件実施するなど、分かりやすい情報発信を行った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、関係機関と情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理により地域の浸水被害を防止・軽減させ、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献し、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したことは、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・洪水被害防止軽減に関して、定量目標を達成していることは評価に値する。 ・雨の降り方の変化、災害の激甚化が問題となる中で、各ダム施設において的確に対応し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減させたことは機構の持つ高い技術力と経験に裏打ちされたものであり、大いに評価できる。今後も技術力の維持・向上及び継承に取り組まれない。 ・阿木川ダムで洪水調節を行い、下流地点の水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ点は明確な成果である。A評定でよい。	・洪水調節を目的に含む9ダムで延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、ダム等の治水効果を確実に発揮し、洪水調節適正実施割合100%を達成した。 ・令和7年7月14日から15日にかけて岐阜県で活発な雨雲が発生し、この影響により阿木川ダム（岐阜県恵那市）上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223㎥）に約48%に相当する毎秒約106㎥を貯留し、この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 ・流域治水協議会（10協議会）及び大規模氾濫減災協議会（28協議会）に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図った。また、地域住民等を含む多くの関係者に対し、過去の台風や豪雨等における災害発生時の機構の取組事例や成果等を情報発信するための説明会を63件実施するなど、分かりやすい情報発信を行った。	

	のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。	(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、地方公共団体等と連携し、流域の安全を確保する。 ① 施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。 ② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して地方公共団体に説明し、当該地域における浸水リスクに係る認識を共有する。 また、ダム等下流地方公共団体の防災力の向上に資するため、流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画するほか、ダム等施設の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、地方公共団体を始めとする関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時・適切に行う。また、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組ん	(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。 ① 施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。 ② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して地方公共団体に説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。 また、ダム等下流地方公共団体の防災力の向上に資するため、流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、地方公共団体を始めとする関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時的確に行う。また、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事	原川)では延べ9回、基準雨量を超過したため防災体制へ移行し、事前放流の必要性を検討したが、いずれの事例においても、確保すべき容量が既に確保されていたことから、事前放流は実施しなかった。 一方、利水ダムでは、事前放流の基準雨量を超えると予測された降雨が6施設(大島ダム、宇連ダム、大野頭首工、牧尾ダム、江川ダム、中里ダム)で延べ15回発生した。しかし、いずれの施設においても事前放流基準水位以下であった、又は確保すべき容量が既に確保されていたため、事前放流による水位低下は行われなかった。 SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)の取組として、「ダム群連携最適操作シミュレータ(プロトタイプ)」の開発を進め、令和4年度までに「木津川上流ダム群(高山・青蓮寺・比奈知・室生・布目ダム)」及び「荒川上流ダム群(浦山・滝沢・二瀬・合角ダム)」において最適操作シミュレータを開発し、試行運用を開始した。本シミュレータは、大規模出水時に、各ダムの貯水状況等を踏まえつつ複数ダムの貯水容量を最大限に活用し、下流基準地点の水位を最も低く抑えるための操作案を短時間で決定・提示するものである。なお、令和7年度まで効果検証を継続したが、両ダム群において効果検証が可能となる出水は発生しなかった。 また、令和7年度には、特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかった。しかし、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいては、降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで下流河川の水位低下効果を高めることが可能となる。このため、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案に基づき判断を行うシステムを構築し、次期洪水期からの運用開始に向け河川管理者との協議を実施した。	あわせて、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会(28協議会)においても、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行い、情報共有及びリスクコミュニケーションを図った。 - ダム等の放流警報設備について、放流警報時に支障とならない範囲で、市町村が流域住民に対し災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用できるよう、ダム下流の関係市町村等に説明を行った。また、既に協定を締結している市町村とは、警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を実施するなど、働きかけを行った。 - 洪水時には、地方公共団体等の関係機関に対して、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時かつ的確に行うとともに、洪水調節を実施した全9ダムの洪水調節状況等をリアルタイムでウェブサイト公開した。さらに、洪水後には速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やウェブサイト等で公表し、ダムによる洪水被害軽減効果に関する情報発信を行った。 - 地域住民や河川利用者等を含む多くの関係者に対し、過去の台風や豪雨等における災害時の水資源機構の対応事例や成果等を周知するため、説明会等を63件実施した。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、多くの方に理解しやすい内容としてとりまとめ、ウェブサイトへの掲載やダム下流の市町村への配布などにより積極的な情報発信を行った。 - 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向	・洪水調節機能を適切に発揮し、下流域の洪水被害軽減に貢献したことは評価できる。よって、A評価は妥当であると考える。
--	---	--	--	---	---	--

		だ事例や成果等を、説明会を通じてより多くの関係者に分かりやすく情報発信する。 (2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。	例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信する。 (2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 また、異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。			けた検討会議)」に基づき、利水ダムを含め水系ごとに治水協定(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)を締結し、事前放流等に取り組んでいる。 令和7年度において、特定施設での事前放流は実施されなかった。7ダム(岩屋、阿木川、味噌川、室生、寺内、大山、小石原川)では延べ9回、基準雨量を超過したため防災体制へ移行し、事前放流の必要性を検討したが、いずれの事例においても、確保すべき容量が既に確保されていたことから、事前放流は実施しなかった。 一方、利水ダムでは、事前放流の基準雨量を超えると予測された降雨が6施設(大島ダム、宇連ダム、大野頭首工、牧尾ダム、江川ダム、中里ダム)で延べ15回発生した。しかし、いずれの施設においても事前放流基準水位以下であった、又は確保すべき容量が既に確保されていたため、事前放流による水位低下は行われなかった。 ・SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)の取組として、「ダム群連携最適操作シミュレータ(プロトタイプ)」の開発を進め、令和4年度までに「木津川上流ダム群(高山・青蓮寺・比奈知・室生・布目ダム)」及び「荒川上流ダム群(浦山・滝沢・二瀬・合角ダム)」において最適操作シミュレータを開発し、試行運用を開始した。本シミュレータは、大規模出水時に、各ダムの貯水状況等を踏まえつつ複数ダムの貯水容量を最大限に活用し、下流基準地点の水位を最も低く抑えるための操作案を短時間で決定・提示するものである。なお、令和7年度まで効果検証を継続したが、両ダム群において効果検証が可能となる出水は発生しなかった。 また、令和7年度には、特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかった。しかし、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいては、降雨のピーク
--	--	---	--	--	--	--

						前に特別防災操作を行うことで下流河川の水位低下効果を高めることが可能となる。このため、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案に基づき判断を行うシステムを構築し、次期洪水期からの運用開始に向け河川管理者との協議を実施した。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	危機的状況への的確な対応		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号及び 3 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。 また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。 困難度：「高」 目標として、 ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。 ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間平均実施回 数（見込み）	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
災害対応訓練の実施 回数	－	393回	432回	421回	408回	404回		予算額（千円）	139, 341, 231	136, 636, 975	157, 964, 757	124, 946, 640	
各年度の災害支援協 定等に基づく連携を 強化する取組回数	－	64回	84回	78回	97回	72回		決算額（千円）	135, 187, 966	129, 560, 510	143, 367, 990	128, 180, 011	
								経常費用（千円）	117, 468, 926	124, 110, 600	120, 817, 071	134, 540, 122	
								経常利益（千円）	2, 963, 808	2, 654, 074	1, 890, 175	2, 801, 405	
								行政コスト（千円）	117, 680, 354	125, 726, 324	121, 555, 923	136, 233, 254	
								従事人員数	1, 239	1, 204	1, 249	1, 250	

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数
各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数
（注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 2）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応 地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。	危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する。また、ICT技術の積極的な導入・活用を図り、災害発生時における的確な点検や応急復旧への備えを図る。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の情報共有・相互融通を図る。また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等	危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、5施設で管理用制御処理設備の整備を行う。 また、災害発生時における的確な点検や応急復旧等の対応のため、1施設の監査廊にWi-Fi設備の整備を行う。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の相互融通や情報共有を図る。 また、非常時参集訓練、設備操作訓	<定量目標> － <指標> ・各年度の災害対応訓練の実施回数 393回 ・各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数 64回 <評価の視点> 危機的状況に備え、危機管理体制の強化及び危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応したか。 災害発生時に迅速な災害復旧工事を的確に実施するとともに関係機関との連携を図ったか。	<主要な業務実績> (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、5施設（徳山ダム、南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工）において管理用制御処理設備の整備を進め、徳山ダムは整備が完了した。南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工については、令和8年度の完了に向け整備を進めている。また、下久保ダムにおいては監査廊内のWi-Fi設備の整備を完了した。 さらに、ダム施設の操作設備のバックアップ及び機能の二重化に向け、遠隔操作を見据えた設備設計を進めている。 関係機関と連携し、大規模地震、水インフラの老朽化による重大事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を404回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携強化の取組を72回実施した。これらの実績は、中期目標において困難度が「高」とされ、指標として定められた第4期中期目標期間における平均実施回数（393回及び64回）を上回り、災害対応訓練実施回数は103%、連携強化取組回数は113%となった。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材の活用訓練を実施し、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通及び情報共有を目的として、水資源機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続した。危機管理体制維持のため、4事務所の防災宿舍の改修工事等を完了し、全事務所において宿舍整備計画を策定して、防災宿舍の計画的な整備・維持管理を進めた。 さらに、ポンプ車及びクレーン付トラック等の車両・機材の法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備を実施したほか、備蓄資材については管理台帳や使用記録簿との照合により規格・数量等の確認を行うことで、適切な管理に努めた。 防災業務の機能を強化するため、防災業務計画本社細則における防災本部構成及び業務内容の見直しを行った。また、総管化に伴い、支社局本部及び18総管の防災業務計画細則及び業務継続計画を見直し、危機管理体制の強化を図った。 さらに、業務継続計画（取水障害対応編）に基づき、大規模な漏水等の発生を想定した情報伝達訓練及び排水ポンプ車等の操作訓練を実施した。 特に排水ポンプ車等の操作訓練については、令和6年度に利根大堰で実施した関東農政局及び東北農政局との合同訓練の成果を踏まえ、全国の農政局と訓練を実施し、関係機関間の連携強化を図った。 このうち木曽川大堰における訓練では、排水ポンプの設置及び運転に係る実動訓練に加え、漏水事故発生から復旧対応に至る一連の流れを想定した総合訓練を水資源機構が主体的に企画・実施し、事故発生時における関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請等を実動で行うとともに、現場と利水者等のみならず、支社と地方局・関係県等、本社と主務省間における情報伝達についても一体的に検証することで、総合的な対応力及び連携体制の一層の強化を図った。 令和7年度には17件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応したことで、用水供給の確保及び被害拡大の防止を図ることができた。本マニュアルはクラウド型文書管理・情報共有環境に掲載し、全職員が閲覧可能とすることで周知徹底を図り、危機管理体制の強化につなげている。 また、事務職・技術職を問わず実施した資産管理等担当者説明会において、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」の周知徹底を図った。	<評価と根拠> 評価：A ・ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、5施設（徳山ダム、南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工）において管理用制御処理設備の整備を進め、徳山ダムは整備が完了した。南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工については、令和8年度の完了に向け整備を進めている。また、下久保ダムにおいては監査廊内のWi-Fi設備の整備を完了した。 さらに、ダム施設の操作設備のバックアップ及び機能の二重化に向け、遠隔操作を見据えた設備設計を進めている。 ・関係機関と連携し、大規模地震、水インフラの老朽化による重大事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を404回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携強化の取組を72回実施した。これらの実績は、中期目標において困難度が「高」とされ、指標として定められた第4期中期目標期間における平均実施回数（393回及び64回）を上回り、災害対応訓練実施回数は103%、連携強化取組回数は113%となった。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材の活用訓練を実施し、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通及び情報共有を目的として、水資源機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続した。危機管理体制維持のため、4事務所の防災宿舍の改修工事等を完了し、全事務所において宿舍整備計画を策定して、防災宿舍の計画的な整備・維持管理を進めた。 さらに、ポンプ車及びクレーン付トラック等の車両・機材の法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備を実施したほか、備蓄資材については管理台帳や使用記録簿との照合により規格・数量等の確認を行うことで、	令和7年度においては、関係機関と連携して、大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を404回（対指標：103%）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を72回（対指標：113%）実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んだ。 ・特に、大規模な漏水等を想定した排水ポンプ車の操作訓練では、全国の農政局と合同で訓練を実施し、連携強化を図った。 このうち、木曽川大堰の訓練では、漏水事故発生からの一連の流れに対応する訓練を機構が主体的に企画し、事故発生時等の関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請を実働し、現場と利水者等だけでなく、支社と地方局・関係県等及び本社と主務省との情報伝達等の訓練もあわせて実施することにより連携強化を図った。 ・備蓄資材・機材による他機関への支援実績として、令和7年度の下半期は、全国的に少雨傾向の中、離島（東京都利島村、佐賀県唐津市加唐島）へ延べ196日にわたり可搬式浄水装置による渇水対応の支援を行った。 日頃から危機管理状況を想定し、訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化を図っている。また、発生場所や被災規模の予見が難しい災害対応において、速やかに機構の備蓄資材等による支援を行うとともに、被災地での厳しい状況下での職員による迅速な災害支援活動は高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・東京都利島村、佐賀県唐津市加唐島など、フルプラン水系以外に対しても水を供給するものであり、非常に良い取組である。 ・訓練については、400回を超える訓練のほか様々な取組が行われており、内部で相当の努力がなされていることがうかがえる。 ・災害時における配備機材・備蓄資材・人的支援活動に対しては、関係機関より感謝状が授与され	

		を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍・備蓄資機材の適切な整備・管理を行う。 ④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを適時・適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルの更新や必要に応じた追加作成を適時・適切に行うとともに、職員への周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、マニュアルを職員に周知徹底する。 (2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生	練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍については、必要に応じて改修を行うなど適切な整備・管理を行う。 ④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを必要に応じて適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、必要に応じて対応マニュアルの更新や追加作成を行うとともに、職員への周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアルを職員に周知徹底する。 (2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生	(2) 危機的状況への的確な対応 水資源機構が管理する施設において、臨時点検が必要となる地震（ダム施設：震度4以上又はダム基礎地盤において25gal以上、水路等施設：震度5弱以上）が計5回発生した。これらの地震発生時には、迅速な情報収集及び伝達を行うとともに、6施設で延べ6回の臨時点検を実施し、施設の安全確保及び用水の安定供給に努めた。 また、大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等が発生した場合に備え、可搬式浄水装置及びポンプ車を含む備蓄資機材を活用し、令和7年度は2件の対応を実施した。これにより、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧に取り組んだ。 水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。 武力攻撃事態等が発生した場合には、メディアの報道及びEm-Net（エムネット）を活用して情報収集を行うとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施できる体制を継続している。 (3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行業務は発生しなかった。 また、特定河川工事の代行を都道府県知事等から要請された場合に備え、必要な準備を進めた。 (4) 災害時等における他機関への支援 災害時等における水資源機構の技術力を活かした他機関への支援については、令和7年12月16日、東京都利島村から渇水対応に係る給水支援要請を受け、水資源機構は緊急災害対策支援本部を設置し、支援の実施を決定した。これを受けて、同月23日には、利島村役場、東京都、東京都協力業者、水資源機構の4者により現地調査及び打合せを実施し、必要となる設備内容、各機関の役割分担、水資源機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、並びに今後のスケジュールについて確認した。 この調整結果を踏まえ、令和8年1月23日には利根導水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を利島へ運搬した。その後、同月30日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。さらに、水質検査により安全性を確認した後、浄水装置は本格的に稼働を開始し、利島における渇水対応に貢献した。 また、令和8年2月6日には、日本水道協会から佐賀県唐津市加唐島の渇水対応に係る給水支援要請を受け、支援の実施を決定した。これを受けて、同月10日には唐津市と合同で現地調査及び打合せを実施し、必要となる設備内容、役割分担、水資源機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、並びに今後のスケジュールについて確認した。 この調整結果を踏まえ、同月22日には愛知用水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を加唐島へ運搬した。その後、同月27日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。さらに、水質検査により安全性を確認した後、浄水装置は本格的に稼働を開始し、加唐島における渇水対応に貢献した。 平常時においては、災害発生時に迅速な初動対応へつなげるため、水資源機構が所有する配備機材の輸送等を水資源機構に代わり実施できる企業と災害支援協定を締結し、支援体制の整備を図った。	適切な管理に努めた。 - 防災業務の機能を強化するため、防災業務計画本社細則における防災本部構成及び業務内容の見直しを行った。また、総管化に伴い、支社局本部及び18総管の防災業務計画細則及び業務継続計画を見直し、危機管理体制の強化を図った。 - さらに、業務継続計画（取水障害対応編）に基づき、大規模な漏水等の発生を想定した情報伝達訓練及び排水ポンプ車等の操作訓練を実施した。 - 特に排水ポンプ車等の操作訓練については、令和6年度に利根大堰で実施した関東農政局及び東北農政局との合同訓練の成果を踏まえ、全国の農政局と訓練を実施し、関係機関間の連携強化を図った。 - このうち木曽川大堰における訓練では、排水ポンプの設置及び運転に係る実動訓練に加え、漏水事故発生から復旧対応に至る一連の流れを想定した総合訓練を水資源機構が主体的に企画・実施し、事故発生時における関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請等を実動で行うとともに、現場と利水者等のみならず、支社と地方局・関係県等、本社と主務省間における情報伝達についても一体的に検証することで、総合的な対応力及び連携体制の一層の強化を図った。 - 令和7年度には17件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応したことで、用水供給の確保及び被害拡大の防止を図ることができた。本マニュアルはクラウド型文書管理・情報共有環境に掲載し、全職員が閲覧可能とすることで周知徹底を図り、危機管理体制の強化につなげている。 - また、事務職・技術職を問わず実施した資産管理等担当者説明会において、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」の周知徹底を	ており、評価に値する。また、天災の有無にかかわらず、災害に備えて平常時から各種訓練等を通じた対応能力の向上に係る取り組みも評価に値する。今後とも継続して頂きたい。 - 可搬式浄水装置による支援に加え、年間72回の合同訓練、全国の農政局との連携訓練が実施されている。危機時の実効性を高める取組として評価でき、A評価は相応である。 - 可搬式浄水装置による給水支援や関係機関との合同訓練など、平時からの備えと迅速な危機対応が適切に実施されている。よって、A評価は妥当であると考える。
--	--	--	--	--	---	---

	した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。 ② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。	した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。 ② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。		令和7年度に実施したポンプ車等の操作訓練では、水資源機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局へ共有し、農林水産省及び水資源機構が保有するポンプ車による合同訓練を実施した。また、日本水道協会との「災害時における支援活動に関する協定」に基づく訓練として、装置の能力、設置場所及び運用時の留意事項を共有し、実働に備えた確認を行った。 さらに、これらの訓練には関係自治体や利水者の参加も得て、水資源機構が配備する機材・装備に関する情報共有を行うとともに、危機管理能力の向上及び関係機関との連携強化を図った。	図った。 - 水資源機構が管理する施設において、臨時点検が必要となる地震（ダム施設：震度4以上又はダム基礎地盤において25gal以上、水路等施設：震度5弱以上）が計5回発生した。これらの地震発生時には、迅速な情報収集及び伝達を行うとともに、6施設で延べ6回の臨時点検を実施し、施設の安全確保及び用水の安定供給に努めた。 - また、大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等が発生した場合に備え、可搬式浄水装置及びポンプ車を含む備蓄資機材を活用し、令和7年度は2件の対応を実施した。これにより、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧に取り組んだ。 - 水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。 - 武力攻撃事態等が発生した場合には、メディアの報道及びEm-Net（エムネット）を活用して情報収集を行うとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施できる体制を継続している。 - 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は発生しなかった。 - また、特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に備え、必要な準備を進めた。 - 災害時等における水資源機構の技術力を活かした他機関への支援については、令和7年12月16日、東京都利島村から渇水対応に係る給水支援要請を受け、水資源機構は緊急災害対策支援本部を設置し、支援の実施を決定した。これを受けて、同月23日には、利島村役場、東京都、東京都協力業者、水資源機構の4者により現地調査及び打合せを実施し、必要となる設備内容、各機関の役割分担、水資源機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、並びに今後のスケジュールについて確認した。	
	(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であるとは認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の	(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であるとは認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の			

	(3) 災害時等における他機関への支援機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。 そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、引き続き関係機関等と災害支援協定を締結するなどの連携を推進し、速やかな支援の実施等に努めること。 なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性のある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。	代行の適切な実施を図る。	(4) 災害時等における他機関への支援機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。 また、関係機関等との災害支援協定等に基づき、合同訓練や情報交換を実施し、支援体制の整備等の連携強化を図る。 災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性のある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や備蓄資機材についてあらかじめ情報共有を行う。	代行の適切な実施を図る。		この調整結果を踏まえ、令和8年1月23日には利根導水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を利島へ運搬した。その後、同月30日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。さらに、水質検査により安全性を確認した後、浄水装置は本格的に稼働を開始し、利島における渇水対応に貢献した。 また、令和8年2月6日には、日本水道協会から佐賀県唐津市加唐島の渇水対応に係る給水支援要請を受け、支援の実施を決定した。これを受けて、同月10日には唐津市と合同で現地調査及び打合せを実施し、必要となる設備内容、役割分担、水資源機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、並びに今後のスケジュールについて確認した。 この調整結果を踏まえ、同月22日には愛知用水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を加唐島へ運搬した。その後、同月27日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。さらに、水質検査により安全性を確認した後、浄水装置は本格的に稼働を開始し、加唐島における渇水対応に貢献した。 ・ 平常時においては、災害発生時に迅速な初動対応へつなげるため、水資源機構が所有する配備機材の輸送等を水資源機構に代わり実施できる企業と災害支援協定を締結し、支援体制の整備を図った。 ・ 令和7年度に実施したポンプ車等の操作訓練では、水資源機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局へ共有し、農林水産省及び水資源機構が保有するポンプ車による合同訓練を実施した。また、日本水道協会との「災害時における支援活動に関する協定」に基づく訓練として、装置の能力、設置場所及び運用時の留意事項を共有し、実働に備えた確認を行った。 さらに、これらの訓練には関係自治体や利水者の参加も得て、水資源機構が配備する機材・装備に関する情報共有を行うとともに、危機管理能力の向上及び関係機関との連携強化を
--	---	---------------------	---	---------------------	--	---

						図った。 ・ これらの取組により、 困難度を高く設定した 目標について、中期計画 における所期の目標を達 成したと判断できること から、A評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－4	施設機能の確保と向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数	(注 1)	－	10回	13回 (23回) (注 6)	11回 (34回) (注 6)	10回 (44回) (注 6)		予算額（千円）	45, 658, 521	49, 762, 309	50, 756, 028	54, 051, 444	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数	(注 1)	－	16地区	17地区 (18地区) (注 6)	17地区 (19地区) (注 6)	14地区 (20地区) (注 6)		決算額（千円）	43, 976, 813	47, 460, 264	48, 221, 676	49, 884, 553	
ダム定期検査〔計画値〕(注 2)	－	－	6 施設	9 施設	9 施設	7 施設		経常費用（千円）	114, 032, 433	117, 229, 840	118, 047, 095	119, 966, 104	
ダム定期検査〔実績値〕	－	9 施設	6 施設	9 施設	9 施設	7 施設		経常利益（千円）	△428, 948	△204, 644	△198, 775	△201, 233	
達成度	－	－	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	114, 021, 919	118, 631, 635	118, 585, 332	120, 847, 721	
ダム等管理フォローアップ施設数〔計画値〕(注 2)	－	－	6 施設	4 施設	9 施設	6 施設		従事人員数	852	884	865	880	
ダム等管理フォローアップ施設数〔実績値〕	－	5 施設	6 施設	4 施設	9 施設	6 施設							
達成度	－	－	100%	100%	100%	100%							

〈指標〉インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直しを行った回数。
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数
(注 1) 機構が管理する54施設の内、(今中期目標期間中) ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し45回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査20地区を予定している。
(注 2) 令和 7 年度計画において、ダム定期検査を 7 施設、ダム等の管理に係るフォローアップを 6 施設で計画している。
(注 3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
(注 4) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載。
(注 5) 従事人員数は、1 月 1 日時点。
(注 6) () は今中期目標期間中の累計を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。 確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。 今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図りつつ、ロボットやICT等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスに向け、計画的に取り組むこと。 また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成29年6月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における新たな技術力を向上させ、この	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、定期検査、総合点検等を計画的に実施する。 また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、3年又は5年に1回程度の頻度で行う定期検査について、特定施設ダムでは7ダムで実施し利水ダムでは1ダム	<定量目標> － <指標> ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数 ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数 <評価の視点> 確実な施設機能の確保と向上に取り組んでいるか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 河川管理施設の管理の受託について的確に実施しているか。	<主要な業務実績> (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 ダムの安全管理については、特定施設ダム7ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダム3ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。あわせて、特定施設ダムのうち3ダムにおいては、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態に関する認識の共有を図った。 ダム等施設の耐震性能の強化及び安全性向上に向け、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を進めるとともに、照査に使用する地震動について最新の知見に基づく見直しを行った。また、河口堰については、令和5年度までに5施設（利根川河口堰、長良川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を完了した。 霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、Webカメラを活用した施設点検の試行を開始するなど、大規模地震に備えたICT等新技術による監視体制の強化を図った。 貯水池堆砂対策等を含む施設の長寿命化に向けて、25ダムで堆砂測量及び貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化状況把握のため、25ダムにおいて施設管理規程及び同細則に基づく計測・点検を実施した。 これら調査や定期検査の結果を踏まえ、10施設（7ダム、1湖沼、1堰、1水路）について個別施設計画の見直しを行った。水路等施設については、令和3年度に20施設で機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、令和7年度は次回の見直しに向け、14施設においてコンクリート建造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。また、豊川用水など8施設において適切な機能保全対策を実施するなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 さらに、印旛沼開発等において大規模地震対策の必要性から水路等施設の耐震性能照査を実施した。 機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、水路等20施設において管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを実施した。 また、これまでの耐震性能照査及び機能診断調査結果から早急な耐震対策・老朽化対策が必要と判断された香川用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案を取りまとめ、農業用水及び水道用水に係る事前評価を実施し、第三者委員から評価内容が適切との意見を得た。これを踏まえ、関係機関への情報提供及び関係利水者等との協議を調整し、令和8年1月に主務大臣へ事業実施計画の認可申請を行った。 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、特定施設32施設及び水路等施設20施設において機能保全計画（維持管理計画）の見直しを行い、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。 UAV、水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、XC-Gate等のICT・新技術を活用し、調査・点検・診断業務の効率化及び高度化を進めた。 また、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、道路途絶等で職員が参集できない異常事態に備え、放流設備の遠隔操作化を推進した。さらに、荒川ダム総合管理所（滝沢ダム）においては、洪水吐ゲートの遠隔操作要領案を作成し、貯水位低下移行期間中の6月に試行操作を実施した。 ロックフィルダム6施設では、GNSSセンサによる堤体挙動の	<評価と根拠> 評価：B ・ダムの安全管理については、特定施設ダム7ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダム3ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。あわせて、特定施設ダムのうち3ダムにおいては、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態に関する認識の共有を図った。 ダム等施設の耐震性能の強化及び安全性向上に向け、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を進めるとともに、照査に使用する地震動について最新の知見に基づく見直しを行った。また、河口堰については、令和5年度までに5施設（利根川河口堰、長良川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を完了した。 霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、Webカメラを活用した施設点検の試行を開始するなど、大規模地震に備えたICT等新技術による監視体制の強化を図った。 貯水池堆砂対策等を含む施設の長寿命化に向けて、25ダムで堆砂測量及び貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化状況把握のため、25ダムにおいて施設管理規程及び同細則に基づく計測・点検を実施した。 これら調査や定期検査の結果を踏まえ、10施設（7ダム、1湖沼、1堰、1水路）について個別施設計画の見直しを行った。 水路等施設については、令和3年度に20施設で機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、令和7年度は次回の見直しに向け、14施設においてコンクリート建造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。また、豊川用水など8施設において適切な機	・ 予防保全型インフラメンテナンスの着実な実施によるコストの縮減やICT等新技術の活用による効率化・高度化等を進めた。 ダム等施設において10施設の個別施設計画の見直しを実施するとともに、水路等施設において14地区で機能診断調査等を実施した。 ・ カーボンニュートラルの実現に向けて、発電に資する既存ダムを活用については、12ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定するとともに、5ダムでは既存の弾力的管理試験の枠組みを活用し、高度化運用を実施できる体制を整備した。令和7年度は、14ダムにおいて延べ32回の高度化運用を実施し、再生可能エネルギーを創出した。 ・ 令和7年度は、新たに管理受託を開始した国土交通省松原ダムについて、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策>（特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの創出を実施したことは評価に値する。 ・ダム操作を遠隔で行うことは管理の効率化及び高度化に資する取り組みであり、評価できる。また、最新の気象予報技術を活用した増電操作は、機構の高い技術力と経験値がなければ実施できない取り組みであり評価できる。 ・ 定期検査、個別施設計画の見直し、機能診断調査が着実に行われており、B評価でよい。 ・ダム定期検査や機能診断調査、個別施設計画の見直し等を計画的に実施し、施設の健全性確保に努めている点は評価でき、B評価は妥当であると考え。今後は老朽化対策に加え、ICT等を活用した効率的な維持管理のさらなる推進に期待したい。	

	分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点からDXを積極的に推進すること。 さらに、機構法第12条第1項第2号ハの規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び機構法第17条第5項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。 加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。 なお、機構が管理する施設は、国、地方公共団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。	信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。	で河川管理者が実施する検査を受検する。特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態について認識の共有を図る。30年程度に1回の頻度で行う総合点検については、特定施設1ダムで実施する。 また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを7ダム、1堰、1湖沼、1水路で行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。	リアルタイム計測体制を整備し、管理業務の効率化・高度化を図った。 加えて、草木ダムでは監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化の実証試験を実施し、目視と概ね同等の動体検知性能を確認したことから、令和7年度までに巡視区間へ10台の監視カメラを設置し、クラウド運用によるシステム機能の拡充を図った。 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったことから、耐震対策の検討を進めた。 吉野川下流域用水施設については、施設管理規程の作成に際し、関係機関への情報提供及び関係利水者等との協議を経て主務大臣の認可を得た。 豊川用水二期事業においては、事業費383億円の増額及び工期2年延伸に伴う事業実施計画変更（第3回）について、関係利水者からの意見聴取・費用負担同意及び関係県との協議を経て主務大臣へ認可申請し、認可を得た。 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する12総合管理所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングや地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針・効果的な施策の検討等を行うとともに、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事業認定申請予定事業の登録を行い、事業認定申請書（案）を提出し、正式申請に向けた事前審査を受けている。 これらの取組により、房総導水路、成田用水、三重用水及び愛知用水の4事業において地上権再設定契約を進捗させた。	能保全対策を実施するなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 さらに、印旛沼開発等において大規模地震対策の必要性から水路等施設の耐震性能照査を実施した。 機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、水路等20施設において管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを実施した。 また、これまでの耐震性能照査及び機能診断調査結果から早急な耐震対策・老朽化対策が必要と判断された香川用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案を取りまとめ、農業用水及び水道用水に係る事前評価を実施し、第三者委員から評価内容が適切との意見を得た。これを踏まえ、関係機関への情報提供及び関係利水者等との協議を調整し、令和8年1月に主務大臣へ事業実施計画の認可申請を行った。 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、特定施設32施設及び水路等施設20施設において機能保全計画（維持管理計画）の見直しを行い、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。 UAV、水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、XC-Gate等のICT・新技術を活用し、調査・点検・診断業務の効率化及び高度化を進めた。 また、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、道路途絶等で職員が参集できない異常事態に備え、放流設備の遠隔操作化を推進した。さらに、荒川ダム総合管理所（滝沢ダム）においては、洪水吐ゲートの遠隔操作要領案を作成し、貯水位低下移行期間中の6月に試行操作を実施した。 ロックフィルダム6施設では、GNSSセンサによる堤体挙動のリアルタイム計測体制を整備し、管理業務の効率化・高度化を図った。 加えて、草木ダムでは
--	--	--	--	--	---

		特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ③ ダム・水路等施設の電気・機械設備に係る保全計画について、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗を踏まえて適時・適切に見直しを行う。 ④ ICT等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、ICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作等やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握等、既存の点検等技術とICT等新技術を融合させるなど、コスト面も含め、持続可能で高度なダム管理を推進し、出水規模の増大等の年々増す外力に対応する。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必	特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ③ 電気・機械設備の更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗等を踏まえ、適切に機能保全計画の見直しを実施する。 ④ ICT等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、持続可能で高度なダム管理を推進するためにICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握など、既存の技術とICT等新技術の融合について検討を行う。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必	堤体への「新設放流設備」により密度流で排出する、施設改築を伴う抜本的対策の検討を行った。 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったため、耐震対策の実施に向けた検討を進めた。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から24件の業務を施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施した。また、委託に基づき実施する発電に係る業務については、18の管理施設において的確に実施した。 令和7年度は、新たに管理受託を開始した国土交通省の松原ダムについて、「松原ダムの管理に関する協定書」及び「松原ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。	監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化の実証試験を実施し、目視と概ね同等の動体検知性能を確認したことから、令和7年度までに巡視区間へ10台の監視カメラを設置し、クラウド運用によるシステム機能の拡充を図った。 ・ 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったことから、耐震対策の検討を進めた。 ・ 吉野川下流域用水施設については、施設管理規程の作成に際し、関係機関への情報提供及び関係利水者等との協議を経て主務大臣の認可を得た。 ・ 豊川用水二期事業においては、事業費383億円の増額及び工期2年延伸に伴う事業実施計画変更(第3回)について、関係利水者からの意見聴取・費用負担同意及び関係県との協議を経て主務大臣へ認可申請し、認可を得た。 ・ 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する12総合管理所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングや地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針・効果的な施策の検討等を行うとともに、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事業認定申請予定事業の登録を行い、事業認定申請書(案)を提出し、正式申請に向けた事前審査を受けている。 これらの取組により、房総導水路、成田用水、三重用水及び愛知用水の4事業において地上権再設定契約を進捗させた。 ・ フォローアップ制度に基づき、6施設について施設運用を含めた事業効果等の分析・評価を適切に実施し、「定期報告書」を作成・公表した。 ・ カーボンニュートラルに向けた、発電に資する
--	--	---	--	---	---

		要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。 ⑥ 水資源開発施設等を適切に管理・運用するためには、権利関係を含め用地を適切に保全する必要があり、関係機関と連携し、地上権の更新等の着実な実施を図る。 (2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法第12条第1項第2号ハに規定する施設の管理について、的確に実施する。	要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。 ⑥ 地上権の再設定等の着実な実施を図るため、関係機関との情報交換、協力体制の維持を図りつつ、関係事務所で地上権の再設定計画を策定するとともに、再設定契約を進める。 (2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を6施設で適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法第12条第1項第2号ハに規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。		既存ダムの活用（ダムの高度化運用）については、12ダムで高度化運用の試行要領を策定するとともに、5ダムでは既存の弾力的管理試験の枠組みを活用し、高度化運用を実施できる体制を整備した。令和7年度は、14ダムにおいて延べ32回の高度化運用を実施し、約22,600MWhの再生可能エネルギーを創出した。 また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所及び発電事業者と連携し、融雪水による貯留を担保して事前放流を発電に活用する取組を令和4年度から実施している。令和7年度は、過去最大となる約19,700MWhの増電効果（CO₂約8,000t削減効果）が得られた。 ・ 早明浦ダム再生事業では、令和5年4月に主要工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切設備工事）を契約し、放流設備3門の増設を含め、計画どおり工事を進めている。 - 寺内ダム再生事業では、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万m³の洪水調節容量への振替運用を開始するとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、2号ゲートへの上流仮締切設置及び戸当たり工事を実施した。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業では、令和5年度から事業に着手し、門柱耐震補強及び開閉装置更新工事等を実施している。 - 利根川河口堰大規模地震対策事業では、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告に加え、堰下流護床工洗掘箇所の応急対策、水上局舎更新工事等を進め、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。 ・ 貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土を多く含むダムの堆砂対策手法については、下久保ダムをモデルに検討を進めた。砂礫は「排砂バイパス」により掃流で排出し、シルト・粘土は堤体への「新設放流設備」により密度流で排出する、施設改築を伴う抜本的対策の検討を行った。 ・ 筑後大堰については、
--	--	--	--	--	--

						耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったため、耐震対策の実施に向けた検討を進めた。 - 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から24件の業務を施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施した。また、委託に基づき実施する発電に係る業務については、18の管理施設において的確に実施した。 - 令和7年度は、新たに管理受託を開始した国土交通省の松原ダムについて、「松原ダムの管理に関する協定書」及び「松原ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－5	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間実績（見込 み）値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
我が国事業者の参入 を目指して機構が行っ た海外調査等の件数	－	18件	13件	7 件	6 件	6 件		予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	54,051,444	
								決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,676	49,884,553	
								経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	119,966,104	
								経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	△201,233	
								行政コスト （千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	120,847,721	
								従事人員数	852	884	865	880	

〈指標〉我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数

（注 1）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注 2）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注 3）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日）に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。 また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGsの達成への貢献に取り組むこと。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。 また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める。	<定量目標> － <指標> ・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数 18件 <評価の視点> 国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努めたか。 実施に当たっては戦略的に実施するよう留意しつつ、カーボンニュートラル等実現の観点を踏まえて取り組んだか。	<主要な業務実績> インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 令和7年度における「我が国事業者の参入を目指して水資源機構が行った海外調査等の件数」は以下の6件である。 - 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの：4件 【内訳】 - 令和7年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務：3件 2025年度 トルコ共和国における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務：1件 - ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの：2件 水資源機構は、活性化協議会の事務局機関として、全体会議を2回開催した。また、全体会議で選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、流域や対象施設に係る課題・対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行い、概略の対応策案を検討するとともに、相手国関係機関等へ提案した（現地調査3回、相手国政府機関等との協議〔Web会議含む〕16回を実施）。 また、本邦企業の技術が適用可能な案件発掘に向け、本邦団体等を対象とする意見交換会等を11回実施した。 さらに、トルコ国が所管するダム等の水資源関連施設について、前年度の調査結果を踏まえて追加の情報収集を実施した。トルコ企業との協業可能性も考慮しつつ、本邦技術を活用する余地のある案件を抽出・具体化し、相手国政府へ事業提案を行った（11月に現地渡航し、現地調査及びトルコ国政府関係機関等へのヒアリングを実施）。 併せて、水資源機構が有する水資源開発施設の建設・運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者調整の経験、管理組織・法制度に関する知識と、民間コンサルタントの設計ノウハウを融合し、JVを組成してJICAが委託する新規ODA業務2件に参画し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。 特に、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、フィリピン国最大級のダムを対象とした総事業費約4,000億円規模の大型案件であり、令和6年12月にODA有償案件として承認されたものである。 水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」については、令和5年度から4か年計画で実施しており、令和7年度は以下の取組を実施した。 - 現地実証調査の継続及び成果確認 - 水資源機構経営陣による現地関係機関への成果説明 - 成果の国際会議等での発信 - 成果普及に係る現地法人との協議 等 これらにより、間断灌漑に関する情報共有、水資源機構のネットワーク拡大、海外農業農村開発分野における水資源機構活	<評価と根拠> 評価：A - 令和7年度における「我が国事業者の参入を目指して水資源機構が行った海外調査等の件数」は以下の6件である。 - 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの：4件 【内訳】 - 令和7年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務：3件 2025年度 トルコ共和国における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務：1件 - ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの：2件 - 水資源機構は、活性化協議会の事務局機関として、全体会議を2回開催した。また、全体会議で選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、流域や対象施設に係る課題・対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行い、概略の対応策案を検討するとともに、相手国関係機関等へ提案した（現地調査3回、相手国政府機関等との協議〔Web会議含む〕16回を実施）。 - また、本邦企業の技術が適用可能な案件発掘に向け、本邦団体等を対象とする意見交換会等を11回実施した。 - さらに、トルコ国が所管するダム等の水資源関連施設について、前年度の調査結果を踏まえて追加の情報収集を実施した。トルコ企業との協業可能性も考慮しつつ、本邦技術を活用する余地のある案件を抽出・具体化し、相手国政府へ事業提案を行った（11月に現地渡航し、現地調査及びトルコ国政府関係機関等へのヒアリングを実施）。 - 併せて、水資源機構が有する水資源開発施設の建設・運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者調整の経験、管理	令和7年度において、我が国事業者の参入を目指して行った海外調査等の件数は6件。 機構は、活性化協議会の事務局機関として全体会議を2回開催したほか、全体会議で選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、流域や対象施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案を検討し、相手国へ提案した。 - 新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、フィリピン国最大級ダムを対象とする大型案件であり、令和7年度に国内民間コンサルタント2社とJVを組成し、先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築した結果、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 - 機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験及び水資源分野における管理組織や法制度に関する知識並びに民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成等することにより、JICAが委託する新規のODA業務を2件に参画し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。 日頃から関係国との円滑な協議体制と良好な関係を構築するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、導入すべき本邦技術を提示することで成果を挙げたことは高く評価できる。以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - 海外支援について、事業化されたというところで、一つの大きな案件形成につながったというところに対する機構の役割がうまく果たせたといえる。 - フィリピンにおける先行調査について、案件形成が実を結んだことは評価に値する。 - 海外展開に当たっては、技術力は問題ないとしても、経済的な見通しも踏まえた視野も必要。 - 難しい業務を適切に実施されていると考える。 今後とも、海外業務を若手技術者育成の場として活用するなど、我が国事業者の海外展開に係る支援を継続して頂きたい。	

					動の浸透を図ることができた。 なお、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラルの実現、我が国の経済成長、展開国の社会課題解決、SDGsの達成に資するダム再生事業の展開に重点的に取り組んだ。	組織・法制度に関する知識と、民間コンサルタントの設計ノウハウを融合し、JVを組成してJICAが委託する新規ODA業務2件に参画し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。 特に、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、フィリピン国最大級のダムを対象とした総事業費約4,000億円規模の大型案件であり、令和6年12月にODA有償案件として承認されたものである。 水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」については、令和5年度から4か年計画で実施しており、令和7年度は以下の取組を実施した。 ① 現地実証調査の継続及び成果確認 ② 水資源機構経営陣による現地関係機関への成果説明 ③ 成果の国際会議等での発信 ④ 成果普及に係る現地法人との協議等 これらにより、間断灌漑に関する情報共有、水資源機構のネットワーク拡大、海外農業農村開発分野における水資源機構活動の浸透を図ることができた。 なお、インフラシステ	・マガットダム堆砂対策の準備調査に関して、民間コンサルタントとのJVによる受注に至った点は、施設管理者としての知見を活かした成果である。A評価は妥当である。 ・フィリピン国における大型案件への参画をはじめ、我が国の水資源開発・管理技術の海外展開に積極的に取り組んでいることは評価できる。よって、A評価は妥当であると考える。
--	--	--	--	--	---	---	---

						ムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラルの実現、我が国の経済成長、展開国の社会課題解決、SDGsの達成に資するダム再生事業の展開に重点的に取り組んだ。 これらの取組により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断できることから、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－1	ダム等建設業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 1 号及び第19条の 2
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。 困難度：「高」 ① 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。 ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
思川開発事業進 捗率（実績値）	－	71.2%	82.0%	85.9%	97.5%	98.3%		予算額（千円）	35,839,981	32,185,275	47,175,743	18,202,649	
木曽川水系連絡 導水路事業進捗 率（実績値）	－	－	－	－	2.6%	3.2%		決算額（千円）	34,468,302	30,098,853	35,706,215	28,882,697	
川上ダム建設事 業進捗率（実績 値）	令和４年度に事業 を完了させる。	85.9%	100.0%	－	－	－		経常費用（千円）	770,819	806,044	516,108	1,650,048	
筑後川水系ダム 群連携事業進捗 率（実績値）	－	－	－	7.2%	8.4%	9.4%		経常利益（千円）	－	－	－	－	
利根川河口堰大 規模地震対策事 業進捗率（実績 値）	－	－	－	－	2.2%	5.6%		行政コスト （千円）	770,819	806,044	516,108	1,650,048	
藤原・奈良俣ダム 再編ダム再生(奈 良俣ダム関係)事 業進捗率（実績 値）	令和４年度に事業 を完了させる。	37.9%	100.0%	－	－	－		従事人員数	218	170	221	169	
早明浦ダム再生 事業進捗率(実績 値)	－	6.4%	11.1%	18.1%	32.2%	48.0%							
旧吉野川河口堰 等大規模地震対 策事業（実績値）	－	－	－	3.0%	5.8%	14.3%							
寺内ダム再生事 業（実績値）	－	－	－	3.0%	40.9%	46.9%							

〈定量目標〉・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）：令和 4 年度に事業を完了させる。
・川上ダム建設事業：令和 4 年度に事業を完了させる。

- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。
- 〈指標〉・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度実績71.1％）（令和8年度までに工事完成）
- ・早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度見込実績5.1％）（令和10年度までに事業完了）
- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。
- （注1）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- （注2）従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 計画的で的確な施設の整備 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯する業務についても、的確に実施すること。	中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）及び川上ダム建設事業については令和4年度に事業を完了させる。（定量目標） また、思川開発事業については令和8年度までに工事を完成させ、利根川河口堰大規模地震対策事業については令和20年度まで、木曽川水系連絡導水路事業については令和18年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度まで、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については令和13年度まで、筑後川水系ダム群連携事業については令和19年度まで、寺内ダム再生事業については令和11年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる4施設の新築事業及び5施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等を実施する。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、	＜定量目標＞ ・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）令和4年度に事業を完了させる。 ・川上ダム建設事業令和4年度に事業を完了させる。 ＜指標＞ ・思川開発事業進捗率 ・木曽川水系連絡導水路 ・筑後川水系ダム群連携事業進捗率 ・利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率 ・早明浦ダム再生事業進捗率 ・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業進捗率 ・寺内ダム再生事業進捗率 ＜評価の視点＞ ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を要請された場合に向けた準備等を進めたか。	＜主要な業務実績＞ (1)計画的で的確な施設の整備 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 ・ 思川開発事業は、ダム本体工事、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を実施し、ダム本体建設工事は令和7年8月に完成した。 - 導水路工事では大芦工区が令和7年5月にトンネル貫通を達成するなど工事を進め、試験湛水を継続している。（事業進捗率：98.3％）。 ・ 木曽川水系連絡導水路事業は、導水施設設計、環境調査、地質調査等を実施し、令和7年9月26日に環境レポート（検討項目・手法編）を作成。その後、意見募集や説明会を開催し事業を進捗させた。（事業進捗率：3.2％）。 ・ 早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に主要工事（増設洪水吐工事、増設放流設備工事、上流仮締切設備工事）を契約し、放流設備3門の増設等を着実に進めた。（事業進捗率：48.0％）。 ・ 丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる現県道の原形復旧等の工事を実施した。 ・ 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、門柱耐震補強、開閉装置更新等を進めた（事業進捗率：14.3％）。 ・ 筑後川水系ダム群連携事業は、導水施設詳細設計、環境調査、水理水文調査等を実施し、学識経験者及び行政委員で構成する環境保全委員会の助言を得ながら環境影響評価を取りまとめ、令和7年10月15日に環境レポートとして公表した（事業進捗率：9.4％）。 ・ 寺内ダム再生事業は、令和6年11月にゲート設備改造工事（詳細設計付）を契約し、令和7年4月には利水容量から77万㎡を洪水調節容量に振り替えて貯水池運用を開始した（事業進捗率：46.9％）。 ・ 利根川河口堰大規模地震対策事業は、ゲート設備耐震工事、管理橋耐震対策工事の公告を行うとともに、水上局舎更新工事等を実施し事業を進めた（事業進捗率：5.6％）。 なお、筑後川水系ダム群連携事業については事業評価（治水）を実施し、国土交通省により「事業継続」との対応方針が令和7年8月26日に決定された。 事業費の縮減を図るため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討を行い、最適な仕様への見直しを進めるとともに、CIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 思川開発事業では、南摩ダムの設計・施工に当たり、専門家で構成するCFRD技術検討会を開催し、経済性を含めた一層の合理化を図った。CFRD建設技術の確立とその進展を目指し、委員からの指導・助言を得ながら設計・施工の最適化に取り組み、令和7年度は、試験湛水の状況を踏まえ、適切な時期に試験湛水状況及びフェイススラブに発生したクラックとその補修状況について報告した。 導水路トンネルの施工に当たっては、専門家で構成する思川開発事業導水路トンネル施工技术検討会を開催し、専門的見地からの指導・助言を得て、トンネル沿線における地下水利用実態を踏まえた施工方法の最適化に取り組んだ。令和7年2月には黒川導水路、同年5月に大芦川導水路がそれぞれ掘進完了し、6月に実施した検討会では、大芦川導水路の荒井川横断部での地下水等の影響や地中接合部の施工実績等について報告した。また、送水路トンネルでは、坑壁崩落への対応方針や弱層部への対策等、施工上の留意事項について助言を得た。	＜評価と根拠＞ 評価：B ・ 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 ・ 思川開発事業は、ダム本体工事、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を実施し、ダム本体建設工事は令和7年8月に完成した。 - 導水路工事では大芦工区が令和7年5月にトンネル貫通を達成するなど工事を進め、試験湛水を継続している。（事業進捗率：98.3％）。 ・ 木曽川水系連絡導水路事業は、導水施設設計、環境調査、地質調査等を実施し、令和7年9月26日に環境レポート（検討項目・手法編）を作成。その後、意見募集や説明会を開催し事業を進捗させた。（事業進捗率：3.2％）。 ・ 早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に主要工事（増設洪水吐工事、増設放流設備工事、上流仮締切設備工事）を契約し、放流設備3門の増設等を着実に進めた。（事業進捗率：48.0％）。 ・ 丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる現県道の原形復旧等の工事を実施した。 ・ 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、門柱耐震補強、開閉装置更新等を進めた（事業進捗率：14.3％）。 ・ 筑後川水系ダム群連携事業は、導水施設詳細設計、環境調査、水理水文調査等を実施し、学識経験者及び行政委員で構成する環境保全委員会の助言を得ながら環境影響評価を取りまとめ、令和7年10月15日に環境レポートとして公表した（事業進捗率：9.4％）。 ・ 寺内ダム再生事業	3施設の新築事業（思川開発事業、木曽川水系連絡導水路事業、筑後川水系ダム群連携事業）及び4施設の改築事業（早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業、利根川河口堰大規模地震対策事業）を実施しており、いずれも、計画的かつ的確に事業を進捗させた。 なお、事業実施にあたっては、事業費の縮減を図るため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討を行い、最適な仕様に見直すとともに、CIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 ・ 早明浦ダム再生事業では、3次元モデルのデータを活用して、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計に活用した。 ・ 各工事において「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間の削減、調整時間の削減が可能となり、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化を図った。「遠隔臨場」については、試行運用実績を分析・評価した結果、令和7年9月に「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」を策定し、原則全ての適用可能な工事に適用した。 ダム等建設業務について、新技術の活用やDXに取り組みながら工夫を凝らして事業の進捗を図っており、中期計画における所期の目標を達成していることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題および改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） ・ 定量目標のとおり完了されている。事業の性質上へき地での工事であり入札不調・不落の回避のため工事発注計画の展開や建設業協会等との意見交換などの工夫を本社及び各事務所単位でなされていることを確認した。 ・ ダム事業において、CIMを活用した計画・設計・施工・維持管理の各段階のシームレス化や新技術を活用した施工管理の高度化などDXの推進に取り組みながら着実に事業進捗が図られていることは評価できる。今後とも、必要な事業を的確に実施して頂きたい。 ・ CIM、遠隔臨場、VRゴーグル、AIカメラ等を活用し、建設業務の効率化・安全性確保に取り組	

	② 工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	事業に係る適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組むとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。	求めるなど、事業費・工程の適正な管理を図り、別表2に掲げる3施設の新築事業（思川開発事業、木曽川水系連絡導水路事業、筑後川水系ダム群連携事業）及び4施設の改築事業（利根川河口堰大規模地震対策事業、早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業）について、事業を進捗させる。なお、ダム等事業で災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 また、丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。		山岳道路工事では、付替林道の路線計画をショートカットする見直しを行い、コスト削減を図った。あわせて、急峻で狭隘な地形条件に対応するため、新技術情報提供システム（NETIS）を活用し、施工性及び経済性に優れた工法を採用するなど、設計・施工の最適化を推進した。 また、継続的に施工データを蓄積し、今後、管理CIMに建設段階で作成した調査・設計・施工データを連携させるため、管理に必要な各種記録データの優先順位付けと取捨選択を実施した。さらに、管理段階におけるダム点検、貯水池周辺環境調査、事業用地巡視等の初期値として用いる基礎データの収集に加え、ダム施設や導水路等における内線通話やインターネットを用いた映像伝送を可能とするWi-Fi設備の整備等、管理CIMの運用環境整備を進めた。 早明浦ダム再生事業では、施工段階において3次元モデルデータを活用し、増設放流管の立体的な配置や既設ダム堤体、現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計に反映した。 さらに、増設洪水吐工事では4次元モデルを用いて、時系列に基づく施工ステップの工程及び安全性の確認を行うとともに、再生事業を分かりやすく説明するための広報資料の作成に活用した。 また、増設洪水吐工事の掘削工では、UAV（空中写真測量）による出来形管理を行い、測量の効率化及び精度向上を図った。加えて、新技術の活用として、飽和潜水で使用するヘリウムガスの再利用を目的に、ガス回収装置（リクレイムシステム）を国内工事として初めて採用した。これにより、呼気に含まれるヘリウムガスをリサイクルし、使用量を26,100m³→10,200m³（▲15,900m³）に削減し、約4.5億円のコスト削減を実現した。 また、放流設備の増設等における設計・施工計画の検討にあたり、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得るべく、専門家で構成する「早明浦ダム再生事業技術検討会」を設置した。施工段階に入ったことを踏まえ、施工上の課題解決に向けた検討も目的に追加し、適宜助言を得る体制を構築している。 寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐ゲートの扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼に変更することで、維持管理性能の向上及びライフサイクルコストの削減を図った。 このほか、各事業で試行的に導入していた「遠隔臨場」について、「有用性」及び「汎用性」の観点から評価を行い、令和7年9月に「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」を策定し、原則として適用可能な全ての工事に適用した。 さらに、同年9月には「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」を策定し、「土木工事施工管理基準」における鉄筋出来形管理を行う土木工事において試行を開始し、生産性の向上、安全性の確保及び業務の効率化を図った。 小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金のうち2,503百万円について、計画どおり回収した。また、ダム建設調整費制度を活用して借り入れた資金のうち2,860百万円についても、計画どおり償還した。 思川開発事業では、水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。 また、丹生ダムでは、事業廃止に伴い実施する道路整備について、基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて道路拡幅等の工事を的確に実施した。 さらに、各建設事業においては、工事進捗説明会等を開催し、関係機関や地元住民等に対して事業の必要性や施工技术について積極的に情報発信を行った。	は、令和6年11月にゲート設備改造工事（詳細設計付）を契約し、令和7年4月には利水容量から77万m³を洪水調節容量に振り替えて貯水池運用を開始した（事業進捗率：46.9%）。 利根川河口堰大規模地震対策事業は、ゲート設備耐震工事、管理橋耐震対策工事の公告を行うとともに、水上局舎更新工事等を実施し事業を進めた（事業進捗率：5.6%）。 なお、筑後川水系ダム群連携事業については事業評価（治水）を実施し、国土交通省により「事業継続」との対応方針が令和7年8月26日に決定された。 事業費の削減を図るため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討を行い、最適な仕様への見直しを進めるとともに、CIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 思川開発事業では、南摩ダムの設計・施工に当たり、専門家で構成するCFRD技術検討会を開催し、経済性を含めた一層の合理化を図った。CFRD建設技術の確立とその進展を目指し、委員からの指導・助言を得ながら設計・施工の最適化に取り組み、令和7年度は、試験湛水の状況を踏まえ、適切な時期に試験湛水状況及びフェイ斯拉ブに発生したクラックとその補修状況について報告した。 導水路トンネルの施工に当たっては、専門家で構成する思川開発事業導水路トンネル施工技术検討会を開催し、専門的見地からの指導・助言を得て、トンネル沿線における地下水利用実態を踏まえた施工方法の最適化に取り組んだ。令和7年2月には黒川導水路、同年5月に大芦川導水路がそれぞれ掘進完了し、6月に実施した検討会では、大芦川導水路の荒井川横断部での地下水等の影響や地中接合部の施工実績等について報告した。また、送水路トンネルでは、坑	んでいる。令和7年度の実績としては着実な進捗であり、B評価に違和感はない。 ・CIMや遠隔臨場等のデジタル技術を活用しながら、事業を着実に推進していることは評価でき、B評価は妥当であると考ええる。今後も建設・維持管理の効率化や生産性向上に資する技術活用を進め、事業の着実な推進に期待したい。
--	--	--	---	--	--	--	---

	ては、当該事業の実施に要する費用を交付する者から交付を受け、期限までに、支弁した資金の回収を完了する。 ④ ダム等事業に直接関係する住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても、的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。	⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信に努める。		(2) ダム再生の取組 早明浦ダム再生事業では、放流設備3門の増設等の工事を進め、事業の着実な進捗を図った。 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業では、門柱耐震補強及び開閉装置更新工事に着手した。 寺内ダム再生事業では、利水容量77万m³を洪水調節容量へ振り替えて運用を開始するとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在、2号ゲートへの上流仮締切の設置及び戸当り工事に着手するなど、事業を着実に進めた。 利根川河口堰大規模耐震対策事業では、ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告を行うとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対する応急対策、水上局舎更新等の工事に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行業務は発生しなかった。 引き続き、特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に備え、必要な準備を進めた。	壁崩落への対応方針や弱層部への対策等、施工上の留意事項について助言を得た。 山岳道路工事では、付替林道の路線計画をショートカットする見直しを行い、コスト削減を図った。あわせて、急峻で狭隘な地形条件に対応するため、新技術情報提供システム（NETIS）を活用し、施工性及び経済性に優れた工法を採用するなど、設計・施工の最適化を推進した。 また、継続的に施工データを蓄積し、今後、管理CIMに建設段階で作成した調査・設計・施工データを連携させるため、管理に必要な各種記録データの優先順位付けと取捨選択を実施した。さらに、管理段階におけるダム点検、貯水池周辺環境調査、事業用地巡視等の初期値として用いる基礎データの収集に加え、ダム施設や導水路等における内線通話やインターネットを用いた映像伝送を可能とするWi-Fi設備の整備等、管理CIMの運用環境整備を進めた。 早明浦ダム再生事業では、施工段階において3次元モデルデータを活用し、増設放流管の立体的な配置や既設ダム堤体、現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計に反映した。 さらに、増設洪水吐工事では4次元モデルを用いて、時系列に基づく施工ステップの工程及び安全性の確認を行うとともに、再生事業を分かりやすく説明するための広報資料の作成に活用した。 また、増設洪水吐工事の掘削工では、UAV（空中写真測量）による出来形管理を行い、測量の効率化及び精度向上を図った。 加えて、新技術の活用として、飽和潜水で使用するヘリウムガスの再利用を目的に、ガス回収装置（リクレイムシステム）を国内工事として初めて採用した。これにより、呼気に含まれるヘリウムガスをリサイクルし、使用量を26,100m³→10,200m³（▲15,900m³）に削減し、約4.5億円のコスト削減を実現した。 また、放流設備の増設等における設計・施工計画の検討にあたり、安全性、確実性、経済性等の
(2) ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化する等高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	(2) ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、「1-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。	(2) ダム再生の取組 早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業において、高機能化のための施設改良や維持管理における効率化・高度化等の既設ダム等の有効活用に向けた取組を推進する。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。			

						観点から指導・助言を得るべく、専門家で構成する「早明浦ダム再生事業技術検討会」を設置した。施工段階に入ったことを踏まえ、施工上の課題解決に向けた検討も目的に追加し、適宜助言を得る体制を構築している。 寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐ゲートの扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼に変更することで、維持管理性能の向上及びライフサイクルコストの削減を図った。 このほか、各事業で試行的に導入していた「遠隔臨場」について、「有用性」及び「汎用性」の観点から評価を行い、令和7年9月に「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」を策定し、原則として適用可能な全ての工事に適用した。 さらに、同年9月には「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」を策定し、「土木工事施工管理基準」における鉄筋出来形管理を行う土木工事において試行を開始し、生産性の向上、安全性の確保及び業務の効率化を図った。 - 小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金のうち2,503百万円について、計画どおり回収した。また、ダム建設調整費制度を活用して借り入れた資金のうち2,860百万円についても、計画どおり償還した。 - 思川開発事業では、水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。 また、丹生ダムでは、事業廃止に伴い実施する道路整備について、基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて道路拡幅等の工事を的確に実施した。 さらに、各建設事業においては、工事進捗説明会等を開催し、関係機関や地元住民等に対して事業の必要性や施工技術について積極的に情報発信を行った。 - 早明浦ダム再生事業では、放流設備3門の増設等の工事を進め、事業の着実な進捗を図った。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業では、門柱耐震補強及び開閉
--	--	--	--	--	--	---

						装置更新工事に着手した。 - 寺内ダム再生事業では、利水容量77万㎡を洪水調節容量へ振り替えて運用を開始するとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在、2号ゲートへの上流仮締切の設置及び戸当り工事に着手するなど、事業を着実に進めた。 - 利根川河口堰大規模耐震対策事業では、ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告を行うとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対する応急対策、水上局舎更新等の工事に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。 - 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は発生しなかった。 引き続き、特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に備え、必要な準備を進めた。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－2	用水路等建設業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 1 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。 困難度：「高」 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
利根導水路大規模地震対策事業進捗率	令和 5 年度に事業を完了させる。	78.6%	92.1%	事業完了	—	—		予算額（千円）	17,736,949	15,809,189	14,860,218	15,873,109	
群馬用水施設改築事業進捗率（実績値）	—	—	—	—	2.8%	11.4%		決算額（千円）	16,536,525	13,786,279	13,799,080	12,714,620	
成田用水施設改築事業進捗率（実績値）	—	14.2%	23.4%	34.8%	51.4%	70.8%		経常費用（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893	12,283,940	
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	—	53.4%	63.0%	73.3%	79.4%	54.9%		経常利益（千円）	—	—	—	—	
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率	令和 4 年度に事業を完了させる。	96.0%	事業完了	—	—	—		行政コスト(千円)	1,322,289	4,594,808	442,893	12,283,940	
木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率（実績値）	—	—	0.9%	5.4%	10.7%	18.9%		従事人員数	169	150	163	201	
吉野下流域用水事業進捗率（実績値）	令和 7 年度に事業を完了させる。	—	—	99.6%	99.7%	事業完了							
香川用水施設緊急対策事業進捗率（実績値）	令和 6 年度に事業を完了させる。	55.3%	86.8%	94.6%	事業完了	—							
筑後川下流用水総合対策事業進捗率(実績値)	—	—	—	0.8%	2.6%	5.9%							
福岡導水施設地震対策事業進捗率（実績値）	—	7.8%	15.7%	24.4%	34.4%	41.8%							

〈定量目標〉・利根導水路大規模地震対策事業：令和５年度に事業を完了させる

- ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業：令和４年度に事業を完了させる
- ・香川用水施設緊急対策事業：令和６年度に事業を完了させる
- ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

〈指標〉・成田用水施設改築事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績12.0％）（令和10年度までに事業完了）

- ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績50.2％）（令和17年度までに事業完了）
- ・福岡導水施設地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績7.8％）（令和14年度までに事業完了）
- ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注１）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注２）従事人員数は、１月１日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度、香川用水施設緊急対策事業については令和6年度、吉野川下流域用水事業については令和7年度に事業を完了させる。（定量目標） また、群馬用水施設改築事業については令和12年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、木曽川用水濃尾第二施設改築事業については令和18年度まで、筑後川下流用水総合対策事業については令和19年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和14年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。		<定量目標> ・利根導水路大規模地震対策事業進捗率 令和5年度に事業を完了させる。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業 令和4年度に事業を完了させる。 ・香川用水施設緊急対策事業 令和6年度に事業を完了させる。 ・吉野下流域用水事業 令和7年度に事業を完了させる。 <指標> ・群馬用水施設改築事業進捗率 ・成田用水施設改築事業進捗率 ・豊川用水二期事業進捗率 ・木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率 ・筑後下流用水総合対策事業進捗率 ・福岡導水施設地震対策事業進捗率 <評価の視点> 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。	<主要な業務実績> (1)計画的で的確な施設の整備 適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業において利水者、関係機関及び学識経験者からなる各種委員会などを開催し、その結果を事業費及び工程の適正な管理に反映させ、施設の長寿命化及び耐震化を計画的かつ的確に進めた。 吉野川下流域用水事業においては、令和6年3月に農林水産省から事業承継されたものであり、計画どおり令和7年度に事業を完了し、機能を早期に発現させることが重要であった。このため、承継後の残工事として第十取水口及び旧吉野川揚水機場の機械設備並びに水管理施設整備工事を水資源機構において実施し、令和7年4月までに通水に必要な施設を完成させた。また、令和7年4月から第十取水口からの取水を開始（供用開始）するに当たり、工事完了後に通水試験による施設確認を行う必要があったが、承継時点で通水計画が定まっていなかったことから水資源機構の技術的ノウハウを生かし、試験計画の策定、関係者調整、通水試験の実施までを直営で行った。併行して関係機関及び利水者などとの事前調整を行いながら計画的に通水試験を実施した結果、令和7年4月には第十取水口からの取水を開始し、さらに残る周辺整備工事も計画的に進めたことにより、事業工期内に全ての工事を完成させた。これらの事業工期遵守のための取組により、定量目標(令和7年度事業完了)を達成した（事業進捗率：令和7年度事業完了）。 群馬用水施設改築事業では、揚水機場改築工事及び取水施設のゲート整備工事に着手した（事業進捗率：11.4%）。 成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場及び支線水路の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：70.8%）。 豊川用水二期事業では、大野導水路、東部幹線水路及び西部幹線水路の各併設水路工事並びに石綿管除去工事を実施した（事業進捗率：54.9%）。 木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路及び揚水機場の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：18.9%）。 筑後川下流用水総合対策事業では、筑後導水路改築工事及び大詫間幹線水路（クリーク）改築工事などを実施した（事業進捗率：5.9%）。 福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び2号トンネル併設水路工事を継続して実施した（事業進捗率：41.8%）。 事業費の縮減を図るため、新技術の導入や工法選定などの比較検討を行い、設計及び施工の最適化に取り組んだ。豊川用水二期事業及び筑後川下流用水総合対策事業においては、掘削発生土について関係機関から情報収集及び協議を行い、土砂を有効利用したことによりコスト縮減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化を図るとともに、骨伝導無線の活用などにより安全管理の向上を図った。 東京都水道局からの委託を受けた朝霞水路2号沈砂池などの耐震対策工事については、計画的に工事を実施したことにより、令和7年度に委託された全ての工事を完成させた。また、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路などの移設設計を実施するなど、水資源機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。 事業実施にあたっては、関係機関などと事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握しながら、用水を継続的に供給しつつ工事を実施した。また、各事業においては、現場見学会や工事説明会を開催するなど、工事の必要性及び事業実施状況などについて地域住民や関係利水者などに対し積極的に情報発信を行った。	<評定と根拠> 評定：A ・ 適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業において利水者、関係機関及び学識経験者からなる各種委員会などを開催し、その結果を事業費及び工程の適正な管理に反映させ、施設の長寿命化及び耐震化を計画的かつ的確に進めた。 ・ 吉野川下流域用水事業においては、令和6年3月に農林水産省から事業承継されたものであり、計画どおり令和7年度に事業を完了し、機能を早期に発現させることが重要であった。このため、承継後の残工事として第十取水口及び旧吉野川揚水機場の機械設備並びに水管理施設整備工事を水資源機構において実施し、令和7年4月までに通水に必要な施設を完成させた。また、令和7年4月から第十取水口からの取水を開始（供用開始）するに当たり、工事完了後に通水試験による施設確認を行う必要があったが、承継時点で通水計画が定まっていなかったことから水資源機構の技術的ノウハウを生かし、試験計画の策定、関係者調整、通水試験の実施までを直営で行った。併行して関係機関及び利水者などとの事前調整を行いながら計画的に通水試験を実施した結果、令和7年4月には第十取水口からの取水を開始し、さらに残る周辺整備工事も計画的に進めたことにより、事業工期内に全ての工事を完成させた。これらの事業工期遵守のための取組により、定量目標(令和7年度事業完了)を達成した（事業進捗率：令和7年度事業完了）。 ・ 群馬用水施設改築事業では、揚水機場改築工事及び取水施設のゲート整備工事に着手した（事業進捗率：11.4%）。 ・ 成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場及び支線水路の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：70.8%）。 ・ 豊川用水二期事業では、大野導水路、東部幹線水路及び西部幹線水路の各併設水路工事並びに石綿	・群馬用水施設改築事業など7事業を実施した。適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業において利水者、関係機関及び学識経験者からなる各種委員会などを開催し、その結果を事業費及び工程の適正な管理に反映させ、施設の長寿命化及び耐震化を計画的かつ的確に進めた。 ・吉野川下流域用水事業は、令和6年3月に機構へ事業承継されたものであり、計画どおり令和7年度に事業を完了し、早期に事業効果を発現させることが重要であり、2か年度という短期間での施工が求められるなか、機構が有する技術的ノウハウを活かし、試験計画の策定から実施までを直営で行い、発覚した不具合箇所は速やかに補修するなど、通水試験を計画的に実施することで、事業工期を遵守した。 ・事業費の縮減を図るため、新技術の導入や工法選定などの比較検討を行い、設計及び施工の最適化に取り組んだ。豊川用水二期事業及び筑後川下流用水総合対策事業においては、掘削発生土について関係機関から情報収集及び協議を行い、土砂を有効活用したことによりコスト縮減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化を図るとともに、骨伝導無線の活用などにより安全管理の向上を図った。用水路等の建設業務の実施にあたっては、円滑な業務執行、新技術の活用や工法の工夫など、計画的かつ的確な事業の実施が認められた。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・用水路事業において、設計・施工の最適化やDXを活用した監督業務の効率化を図りつつ、工夫を凝らして改築及び耐震補強を中心とした事業の着実かつ的確な実施は評価できる。特に定量目標の確実な達成に向けた吉野川下流域用水の工期遵守の取り組みは評価に値する。今後とも、必要な事業を的確に実施して頂きたい。 ・吉野川下流域用水事業について、通水試験を直営で計画的に実施し、第十取水口からの取水開始につなげた点は評価できる。A評定は納得できる。 ・事業完了に向けた工程管理を適切に実施し、計	

	確に実施すること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、通則法第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。 ④ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを的確に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。 ⑤ 改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。	業のうち、吉野川下流域用水事業を完了させる(定量目標)とともに、6事業(群馬用水施設改築事業、成田用水施設改築事業、豊川用水二期事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、筑後川下流用水総合対策事業及び福岡導水施設地震対策事業)について、長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させる。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 2件の受託事業（朝霞水路2号沈砂池耐震化及び成田用水移設）について、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。 ④ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。 ⑤ 改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。		管除去工事を実施した（事業進捗率：54.9％）。 - 木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路及び揚水機場の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：18.9％）。 - 筑後川下流用水総合対策事業では、筑後導水路改築工事及び大詫間幹線水路(クリーク)改築工事などを実施した（事業進捗率：5.9％）。 - 福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び2号トンネル併設水路工事を継続して実施した（事業進捗率：41.8％）。 - 事業費の縮減を図るため、新技術の導入や工法選定などの比較検討を行い、設計及び施工の最適化に取り組んだ。豊川用水二期事業及び筑後川下流用水総合対策事業においては、掘削発生土について関係機関から情報収集及び協議を行い、土砂を有効利用したことによりコスト縮減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化を図るとともに、骨伝導無線の活用などにより安全管理の向上を図った。 - 東京都水道局からの委託を受けた朝霞水路2号沈砂池などの耐震対策工事については、計画的に工事を実施したことにより、令和7年度に委託された全ての工事を完成させた。また、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路などの移設設計を実施するなど、水資源機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。 - 事業実施に当たっては、関係機関などと事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握しながら、用水を継続的に供給しつつ工事を実施した。また、各事業においては、現場見学会や工事説明会を開催するなど、工事の必要性及び事業実施状況などについて地域住民や関係利水者などに対し積極的に情報発信を行った。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、A評定とした。 <課題と対応>	画どおり事業を完了させたことは評価でき、A評価は妥当であると考える。
--	---	--	---	--	---	---

						特になし。	
4. その他参考情報							
特になし							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業費（注 1） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 89,360,780千円	93,084,146千円	—	—	—	—		
	事業費（注 1） （実績値）	—	—	85,231,775千円	87,479,259千円	95,519,111千円	89,224,038千円		
	上記縮減率（%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（93,084,146千円）から 4 %以上縮減	—	(8.4%)	(6.0%)	(▲2.6%) <3.7%>※	(4.1%)		※ 令和 6 年度の事業費は、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、2.6%の増となったが、この特殊要因を除けば3.7%の縮減となる。
	達成度	—	—	—	—	—	—		
	一般管理費（注 2）（計画値）	今中期目標期間最終年度値 800,687千円	834,049千円	—	—	—	—		
	一般管理費（注 2）（実績値）	—	—	830,390千円	819,285千円	805,959千円	973,597千円		
	上記削減率（%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（834,049千円）から 4 %以上削減	—	(0.4%)	(1.8%)	(3.4%)	(▲16.7%)		
	達成度	—	—	—	—	—	—		

（注 1）事業費については、新築・改築事業費を除く。
（注 2）一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	B
	(1) 業務運営の効率化等 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、災害等発生時のみならず、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。 なお、組織体制については、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえて適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。 ② 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。 こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4％以上縮減するこ	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 機動的な組織運営を図るため、毎年度、要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応していくため、施設管理や建設事業を適切に実施するための組織体制を構築する。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な組織体制となるよう、随時見直しを行う。 ③ 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営していることを踏まえ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保したうえで、適切な事業監理を行う。また、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置する。また、施設の老朽化等を踏まえた組織体制の構築を行う。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう、随時見直しを行う。 ③ 自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、4％以上縮減するように取り組む。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により	<年度計画達成目標> ・事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。 <指標> － <評価の視点> 事業費の縮減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。	<主要な業務実績> (1)業務運営の効率化等 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題への対応を機動的に実施できる組織体制の構築を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。 人財育成や職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などにおける弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（大括り化：総合管理所化）を実施した。その中で顕在化した課題などについては、全国所長会議などにおいて議論し、随時フォローを行っている。 事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して4.1％縮減し、第5期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。 一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費などを除く。）については、厳しい財政状況及び利水者負担軽減の観点から、本社・支社局等において調達の必要性、実施内容及び数量等を精査しつつ、電気・ガス料金をはじめとするエネルギー価格の上昇やその他の物価高騰が続く状況下においても、令和6年度まで削減目標の達成に向けた取組を継続してきた。 しかしながら、こうした執行抑制を継続した結果、情報処理機器の更新の先送りや旅費の抑制による若手職員の現地視察・意見交換機会の減少が生じたほか、サイバー攻撃の多様化・高度化に対応するためのセキュリティ強化の必要性、更には職員のITリテラシー向上に向けた研修・教育の必要性といった課題が顕在化し、業務の質の確保や組織の持続的な機能強化に支障を (2)調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者とし、本社契約担当部室を中心とした推進体制を整備した。加えて、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。 「令和7年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を令和7年6月に策定・公表するとともに、令和6年度の調達等合理化計画の実施状況を評価・公表した。	<評定と根拠> 評定：B ・本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題への対応を機動的に実施できる組織体制の構築を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。 人財育成や職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などにおける弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（大括り化：総合管理所化）を実施した。その中で顕在化した課題などについては、全国所長会議などにおいて議論し、随時フォローを行っている。 ・事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して4.1％縮減し、第5期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費などを除く。）については、厳しい財政状況及び利水者負担軽減の観点から、本社・支社局等において調達の必要性、実施内容及び数量等を精査しつつ、電気・ガス料金をはじめとするエネルギー価格の上昇やその他の物価高騰が続く状況下においても、令和6年度まで削減目標の達成に向けた取組を継続してきた。	・人財育成や職員間のコミュニケーションの活性化、共通業務の集約化・省力化、防災対応時等の弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（総合管理所化）を実施し、顕在化した課題などについては、適宜フォローを行っている。【実績報告】事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して4.1％縮減し、所期の目標を達成した。 一方で一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費などを除く。）については、厳しい財政状況及び利水者負担軽減の観点から、本社・支社局等においてエネルギー価格の上昇やその他物価高騰が続く状況下においても、令和6年度まで削減目標の達成に向けた取組を継続してきた。しかしながら、こうした執行抑制を継続した結果、情報処理機器の更新の先送りや旅費の抑制による若手職員の現地視察・意見交換会の減少など、業務の質の確保や組織の機能強化に支障を及ぼすおそれが生じた。このため、令和7年度は、経費削減目標よりもこれらの課題改善を優先し、一般管理費の執行方針を見直した。その結果、一般管理費は第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して16.7％の増加となったものの、課題解決に必要な投資を実施することができるとともに、第6期中期計画における一般管理費削減目標の見直しに繋げることができた。 以上について総合的に勘案した結果、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・費用削減により必要なミッションを達成できないことは問題であり、考え方には理解をする。 ・適切に実施されていると考えるが、業務の効率化はこれまでも取り組まれてきて、コスト縮減はこれ以上削減できないところまで見直されている。 ・一般管理費の増額について必要な投資として整理され、一般事務DXによりコピー用紙の調達実績が大きく削減されている。B評定で妥当である。 ・業務運営の効率化に向けた取組を着実に実施しているものと評価でき、B評価は妥当であると考える。	

	と。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第４期中期目標期間の最終年度（令和３年度）と第５期中期目標期間の最終年度（令和７年度）を比較して４％以上削減すること。 ③ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。 （注１）PJMO：Project Management Office(プロジェクト推進組織) （注２）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織）	比較して４％以上削減する。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第４期中期目標期間の最終年度（令和３年度）と第５期中期目標期間の最終年度（令和７年度）を比較して４％以上削減する。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。 （注１）PJMO：ProJect Management Office(プロジェクト推進組織) （注２）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織）	第４期中期目標期間の最終年度（令和３年度）と比較して、４％以上削減するように取り組む。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を「水資源機構カイゼン活動」によって促すとともに、機構内での共有と横展開を図り、業務運営の効率化を推進する。また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつ、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約を適用し、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。 (3)一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 一般事務DX推進部会では、職員のITリテラシー向上及び情報セキュリティ対策の強化に取り組み、クラウド型業務アプリケーションの活用を通じて業務の効率化及び生産性の向上を図った。 また、人事・財務会計等の事務系業務システムについて、市販システムへの刷新を見据えた情報収集及び発注契約に向けた準備を進めた。	及ぼすおそれが生じていた。 このため、令和７年度においては、経費削減目標よりもこれら課題の改善を優先し、一般管理費の執行方針を見直した。その結果、一般管理費は第４期中期目標期間の最終年度（令和３年度）と比較して16.7%増加したものの、課題解決に必要な投資を行うことができ、第６期中期目標等における一般管理費の目標設定に繋げることができた。 「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げ、全ての改善事例をクラウド型文書管理・情報共有環境に登録・閲覧できるようにし、業務の効率化に資するとともに、横展開可能な取組を全社的に共有した。 - また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を18総合管理所全てにおいて実施し、各職員の職務の重要性に関する認識の向上を図った。 - IT基盤システムやクラウド型業務アプリケーション及び各部室が所管する事務系情報システムについては、適切な運用管理を行ったことにより、大規模な障害は発生しなかった。また、サーバなどの機器更新を適切に実施した。 - 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者とし、本社契約担当部室を中心とした推進体制を整備した。加えて、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。 「令和７年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を令和７年６月に策定・公表するとともに、令和６年度の調達等合理化計画の実施状況を評価・公表した。 - また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつ、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約を適用し、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。	
(2) 調達の合理化	(2) 調達の合理化	(2) 調達の合理化	(2) 調達の合理化			

	機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。	機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。	機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用する。「令和7年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表するとともに、令和6年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表する。			- 一般事務DX推進部会では、職員のITリテラシー向上及び情報セキュリティ対策の強化に取り組み、クラウド型業務アプリケーションの活用を通じて業務の効率化及び生産性の向上を図った。 - また、人事・財務会計等の事務系業務システムについて、市販システムへの刷新を見据えた情報収集及び発注契約に向けた準備を進めた。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評定とした。	
	また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続きICTを積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のためDXを推進すること。 その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」等の政府の計画等に留意すること。	また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」（以下「DX推進プロジェクト」という。）に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図ることにより、国民・利水者への各種サービスの向上及びコスト縮減につなげる。	また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図る。			<課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	収入予算現額（計画値）	—	—	151,379百万円	159,435百万円	155,888百万円	144,553百万円		—
	収入決算額（実績額）	—	129,667百万円	133,145百万円	140,236百万円	135,385百万円	122,053百万円		—
	達成度	—	—	—	—	—	—		—
	支出予算現額（計画値）	—	—	153,791百万円	153,354百万円	177,718百万円	155,247百万円		—
	支出決算額（実績額）	—	131,950百万円	135,188百万円	129,561百万円	143,368百万円	128,180百万円		—
	達成度	—	—	—	—	—	—		—
	不要資産処分手続件数 （注2）[計画値]	—	—	—	—	—	3 件		年度計画 別表 7 関係
	不要資産処分手続件数 （注2）[実績値]	—	—	2 件	1 件	1 件	4 件 3 件		上段：全体（注3） 下段：年度計画 別表 7 関係
	達成度	—	—	—	—	—	133%		—

（注1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注3）不要資産処分手続件数（実績値）の上段は、年度計画の別表7に掲上げた不要資産以外の不要資産の処分手続件数を含む件数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	B
	第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、第5期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。 (1) 安定的かつ効率的な資金調達 機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。 (2) 適切な資産管理 保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行う。 「1. 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置くものとする。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 「1. 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づき予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置く。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、都市用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要、令和6年度決算内容及び持続可能な開発目標(SDGs)への貢献等を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。	<主要な業務実績> 3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 年度計画の収入支出予算、収支計画及び資金計画を、中期目標期間における事業量等に基づき作成し、これに沿って適正に業務運営を行った。 財務内容の透明性確保及び説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所において閲覧できるよう備え置いた。 水資源債券については、業務運営の透明性を確保する観点から、債券発行に係る情報等をウェブサイトで適宜更新するとともに、機関投資家等を対象とする説明会を適切に開催した。これらの取組により、水資源機構事業の公共的役割や財務状況の信頼性が評価され、信用格付は「AA+」で維持されている。また、水資源債券をサステナビリティボンド(SDGs債)として継続発行したことにより、ESG投資を重視する投資家からの需要も確保され、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。 4. 短期借入金の限度額 事業の進捗状況に応じた交付金・補助金・負担金の受入れを行うとともに、水資源債券の発行等、資金繰りを適切に行ったことにより、短期借入を行う必要はなかった。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うべく、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況を確認した。 中期計画別表7に掲示した不要財産3件については、令和7年度に処分手続を行った。また、中期計画別表7以外で不要と判断した財産1件について、令和6年度に通則法の認可を受け、処分手続を行うなど、適切な資産管理に取り組んだ。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。 7. 剰余金の使途 利水者等へのサービス向上や水資源機構の経営基盤強化に資する業務に活用するため、令和7年度の当期総利益約38億円については、積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B ・ 年度計画の収入支出予算、収支計画及び資金計画を、中期目標期間における事業量等に基づき作成し、これに沿って適正に業務運営を行った。 ・ 財務内容の透明性確保及び説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所において閲覧できるよう備え置いた。 ・ 水資源債券については、業務運営の透明性を確保する観点から、債券発行に係る情報等をウェブサイトで適宜更新するとともに、機関投資家等を対象とする説明会を適切に開催した。これらの取組により、水資源機構事業の公共的役割や財務状況の信頼性が評価され、信用格付は「AA+」で維持されている。また、水資源債券をサステナビリティボンド(SDGs債)として継続発行したことにより、ESG投資を重視する投資家からの需要も確保され、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。 ・ 事業の進捗状況に応じた交付金・補助金・負担金の受入れを行うとともに、水資源債券の発行等、資金繰りを適切に行ったことにより、短期借入を行う必要はなかった。 ・ 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うべく、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況を確認した。 ・ 中期計画別表7に掲示した不要財産3件については、令和7年度に処分手続を行った。また、中期計画別表7以外で不要と判断した財産1件について、令和6年度に通則法の認可を受け、処分手続を行うなど、適切な資産管理に取り組んだ。 ・ 5に規定する財産以外	機構全体の保有資産の必要性について、不断の見直しを進めており、不要と判断した財産については、通則法に基づく処分を行うなど、適切な資産管理を実施した。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 適切に処理されていると考える。引き続き財務内容の改善を図られたい。 ・ 水資源債券の発行、AA+格付の維持、短期借入不要など、安定的な財務運営が確認できる。B評定でよい。 ・ 財務の健全性確保と適切な資金管理に継続して取り組んでいることは評価でき、B評価は妥当であると考ええる。	

		4. 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることのないよう留意しつつ、業務を確実に実施するうえで必要か否か検証し、必要がなくなったと認められる場合には、通則法に則り処分手続を行う。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に則り処分手続を行う。 7. 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。	に努める。 4. 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることのないよう留意しつつ、業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施する。必要がなくなったと認められる場合は、通則法に基づき処分手続を行う。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に基づき処分手続を行う。 7. 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。		の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。 - 利水者等へのサービス向上や水資源機構の経営基盤強化に資する業務に活用するため、令和7年度の当期総利益約38億円については、積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	監事監査の実施 (計画値) (注 1)	—	—	26事務所	26事務所	26事務所	20事務所		—
	監事監査の実施 (実績値)	—	27事務所	26事務所	26事務所	26事務所	20事務所		—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—
	特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 4 年度：100%	—	100%	100%	100%	100%		—
	特定調達物品等 調達率 (実績値)	—	100%	100%	100%	100%	100%		—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—

(注 1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 各職員が職務の重要性を認識し、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理に関する基本規程に基づき適切なリスク管理を行う。	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 ① 災害等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を開催する。	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> リスク管理や法令等の遵守等の取組を通じて適切なガバナンスを行ったか。 適切な情報セキュリティ対策を推進したか。	<主要な業務実績> (1)適切なリスク管理 重要なリスクが生じた場合には速やかに委員会を開催し、幹部職員間で情報共有を図ることとしており、令和7年度は10回開催した。 また、PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において、業務遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理票によるリスク特定、リスク評価、リスクミーティングの開催、リスク対策の検討及びモニタリング等を含むPDCAサイクルに基づくリスク管理手法を運用した。 令和7年度からは、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を目的として、リスクミーティングを月に1回以上開催し、一般職員を含めて議論する場を設けるなど、リスク管理手法の見直しを行った。 (2)コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ298回開催し、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 内部統制の基本方針及び倫理行動指針の浸透・定着を図るため、内部研修やコンプライアンスアンケート、結果の解説付き周知等を実施した。特にハラスメント防止について重点的に取り組んだ。 また、倫理委員会を2回開催し、コンプライアンス事例集の充実、クラウド型文書管理・情報共有環境による周知、外部専門機関による研修の配信及び録画共有等を通じ、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 (3)業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社局長等、本社部室長、総合管理所長等に伝達し、水資源機構内の情報共有を図った。 (4)業務成果の向上 中期目標を確実に達成するため、年度の途中（9月末時点及び12月末時点の計2回）において、中期計画等の進捗状況のモニタリングを実施し、その結果を役員会に報告した。 モニタリングの結果を踏まえ、PDCAサイクルを適切に運用し、継続的な業務改善を図った。 (5)監事監査の実施 監事監査計画に基づき、本社及び19事務所において監事監査を受けた。なお、令和7年度は臨時監査の実施や、弁護士・公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。 また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和6年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた結果、全て適正であると認められた。 (6)入札契約制度の競争性・透明性の確保 入札契約制度の競争性及び透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和7年度の一般競争入札の割合は件数ベースで72.0%となった。 契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が	<評価と根拠> 評価：B - 重要なリスクが生じた場合には速やかに委員会を開催し、幹部職員間で情報共有を図ることとしており、令和7年度は10回開催した。 - また、PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において、業務遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理票によるリスク特定、リスク評価、リスクミーティングの開催、リスク対策の検討及びモニタリング等を含むPDCAサイクルに基づくリスク管理手法を運用した。 - 令和7年度からは、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を目的として、リスクミーティングを月に1回以上開催し、一般職員を含めて議論する場を設けるなど、リスク管理手法の見直しを行った。 - コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ298回開催し、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 - 内部統制の基本方針及び倫理行動指針の浸透・定着を図るため、内部研修やコンプライアンスアンケート、結果の解説付き周知等を実施した。特にハラスメント防止について重点的に取り組んだ。 - また、倫理委員会を2回開催し、コンプライアンス事例集の充実、クラウド型文書管理・情報共有環境による周知、外部専門機関による研修の配信及び録画共有等を通じ、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 - 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社局長等、本社部室長、総合管理所長等に伝達し、水資源機構内の情報共有を	重要なリスクが生じた場合には、速やかに幹部職員間で情報共有するため委員会を開催するとともに、現場では毎月のリスクミーティングにて一般職員の議論する場を設けてリスク管理を行った。各部署で少人数によるコンプライアンスミーティングを実施し、個々のコンプライアンス意識の向上と、不正を起こさない組織風土の醸成に努めた。業務監査については、監事が機構の幹部職員との意見交換を密に実施しながら適切に実施されていることが認められた。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - 内部統制、リスク管理、コンプライアンスの推進については、適切に取り組んでいるものと考え - る。 - 適切に実施されていると考える。引き続き内部統制の充実・強化を図られたい。 - リスク管理手法の見直しや法令遵守研修等が実施されており、内部統制の取組として妥当である。B評価に異論はない。 - 内部統制の充実やコンプライアンスの徹底に向けた取組を着実に実施していることは評価でき、B評価は妥当であると考え - る。今後も組織運営の透明性と信頼性の向上に向けた継続的な改善を期待したい。	

		(2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① 毎年度、本社、支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会を実施する。また、内部研修においても、コンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合には、外部有識者及び理事長等から構成される倫理委員会を開催して、当該事案について報告・審議する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役職員への周知を図る。	② 第3期中期目標期間から実施しているPDCAサイクルによるリスク管理について、潜在リスクを含むリスク管理手法の継続的な向上を図るとともに、研修等により更なる浸透を目指す。 (2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① コンプライアンス推進月間（11月）を中心に、本社、支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を複数回実施するとともに、本社主導による全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修等を実施する。また、コンプライアンスに関連する内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針などの職員への浸透・定着を図るため、複数回のコンプライアンスミーティングやコンプライアンスアンケートを実施する。さらに、内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合には、外部有識者及び理事長等から構成される倫理委員会を開催して、当該事案について報告・審議する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役職員への周知を図る。	必要な新規随意契約案件について、本社所管部室が審査を行い、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。 また、一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長、メールマガジンによる公告案内、地域要件等の緩和、早期発注等に加え、一者応札案件の分析結果を踏まえ、同種発注時に要件緩和等を行うことにより、一層の競争性確保に取り組んだ結果、令和7年度の一般競争入札における一者応札割合は48.0%となった。 入札・契約手続の適正化のため、24事務所において入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者による入札等監視委員会を2回開催し、工事等に係る入札・契約手続及び補償契約事務手続について監視・審査を受けた。 (7) 談合防止対策の徹底 新任管理職研修等の内部研修において入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等に関する説明を行い、コンプライアンスの推進及び入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、職員を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、自己点検及び監査等を実施した。 なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果、新たな対策が必要となる事項はなかった。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書整理月間において、主任文書管理者の指導のもと、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めた。 また、電子媒体における適切な管理について、全社への周知徹底を図った。 さらに、全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修を実施するなど、法人文書管理の徹底・強化を図った。 (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人及び資金の流れについて透明性を確保するため、水資源機構から関連法人への再就職の状況について、水資源機構ウェブサイトで公表する等、情報公開に係る取組を進めた。 また、水資源機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ水資源機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については、34件の該当があり、ウェブサイトで公表した。 (11) 環境マネジメントシステム（W-EMS）の実施 本社・支社局及び全事務所において、水資源機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。 (12) 温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、公用車への電気自動車導入や執務室等のLED照明導入等の取組を進めた。 また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備及び太陽光発電設備による再生可能エネルギーを活用し、温室効果ガス排出削減を推進した。 これらにより、令和7年度の温室効果ガス排出量は81,663t-CO2となり、基準年度と比較して20%削減された。	図った。 ・ 中期目標を確実に達成するため、年度の途中（9月末時点及び12月末時点の計2回）において、中期計画等の進捗状況のモニタリングを実施し、その結果を役員会に報告した。 ・ モニタリングの結果を踏まえ、PDCAサイクルを適切に運用し、継続的な業務改善を図った。 ・ 監事監査計画に基づき、本社及び19事務所において監事監査を受けた。なお、令和7年度は臨時監査の実施や、弁護士・公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。 ・ また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和6年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた結果、全て適正であると認められた。 ・ 入札契約制度の競争性及び透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和7年度の一般競争入札の割合は件数ベース72.0%となった。 ・ 契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室が審査を行い、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。 ・ また、一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長、メールマガジンによる公告案内、地域要件等の緩和、早期発注等に加え、一者応札案件の分析結果を踏まえ、同種発注時に要件緩和等を行うことにより、一層の競争性確保に取り組んだ結果、令和7年度の一般競争入札における一者応札割合は48.0%となった。 ・ 入札・契約手続の適正化のため、24事務所において入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者による入札等監視委員会を2回開催し、工事等に係る入札・契約手続及び補償契約事務手続について監視・審査を受けた。	
--	--	---	---	---	--	--

		(3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、「独立行政法人水資源機構アセットマネジメントシステム」を活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。 (5) 監事監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書(会計に関する部分に限る。)、決算報告書等について、会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案	(3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認することで、PDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図る。 (5) 監事監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書(会計に関する部分に限る。)、決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案	(13)環境物品等の調達 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和7年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断基準を満たしたものを100%調達した。 公共工事においては、同基本方針に規定された資材・建築機械の使用等について、判断基準を満たしたものを100%調達した。	・ 新任管理職研修等の内部研修において入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等に関する説明を行い、コンプライアンスの推進及び入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。 ・ 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、職員を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、自己点検及び監査等を実施した。 なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果、新たな対策が必要となる事項はなかった。 ・ 文書整理月間において、主任文書管理者の指導のもと、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めた。 また、電子媒体における適切な管理について、全社への周知徹底を図った。 さらに、全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修を実施するなど、法人文書管理の徹底・強化を図った。 ・ 関連法人との間における人及び資金の流れについて透明性を確保するため、水資源機構から関連法人への再就職の状況について、水資源機構ウェブサイトで公表する等、情報公開に係る取組を進めた。 また、水資源機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ水資源機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については、34件の該当があり、ウェブサイトで公表した。 ・ 本社・支社局及び全事務所において、水資源機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。 ・ 温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、公用車への電気自動車導入や執務室等のLED照明導入等の取組を進め	
--	--	---	---	---	---	--

	件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、引き続き、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保するとともに、メール誤送信等による情報漏洩等発生を未然に防止するための対策の徹底や研修等を実施するほか、機構が保有する個人情報の保護も含めた情報セキュリティ対策を推進する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて、法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。 (10) 関連法人への再就職、契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構か	件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 ログ監視システムにより機構の情報ネットワーク全体を一括監視するとともに、標的型攻撃メールや新型ウイルス等のサイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ対策を推進する。また、情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等を踏まえ、必要に応じて新たな対策を検討する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。 (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構か			た。 また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備及び太陽光発電設備による再生可能エネルギーを活用し、温室効果ガス排出削減を推進した。 これらにより、令和7年度の温室効果ガス排出量は81,663t-CO2となり、基準年度と比較して20%削減された。 ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和7年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断基準を満たしたものを100%調達した。 公共工事においては、同基本方針に規定された資材・建築機械の使用等について、判断基準を満たしたものを100%調達した。 ・これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	---	--	--	---	--

		ら関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメントシステム（W－EMS）の実施 機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムにより、環境保全の取組を着実に実施する。 (12) 温室効果ガスの排出抑制 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、設備更新時に省エネ設備・機器の導入を行う等の「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進する。 (13) 環境物品等の調達 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。	ら関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメントシステム(W－EMS)の実施 本社、支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W－EMS)に基づき環境保全の取組を着実に実施する。 (12) 温室効果ガスの排出抑制 「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。 (13) 環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダムの定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム等施設において、ダムの安全管理を支援するため、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化を行い、情報共有システムを発展させる。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 近年の気候変動を踏まえた治水・利水機能向上のための検討や施設・設備の長寿命化・高機能化の検討、またこれら検討における他分野技術の適用性の検討を通じ、技術力の維持・向上を図る。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム・堰における健全性評価手法の実証実験の結果を基に、ダムを含む大型コンクリート構造物の合理的かつ高度な点検・健全性評価技術の適用に向けて検討を進める。 ロックフィルダム	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 他分野も含めた先進的な技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。 開発した技術については積極的に情報発信しているか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 特定施設である河口堰の耐震性能照査結果を令和5年度までに取りまとめ、そこから抽出した課題を踏まえ、筑後大堰において耐震対策に向けた検討を進めた。 また、水路等施設については、長寿命化に向けた課題を踏まえ、ICTを活用した機能診断調査技術の導入や水中ドローン等による通水状態での調査を実施した。 さらに、効率的な調査・評価手法の構築を進め、結果を関係者間で共有することで、技術の維持向上を図った。 (2)施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 トモグラフィ法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、新宮ダムのゲート門柱及び利根川河口堰の門柱・堰柱を対象として、現地試験及びデータ解析の精度向上に関する検討を行い、その有効性を実証した。 また、ロックフィルダムの安全性評価を支援する取組として、ロックフィルダムにおける浸透挙動の安定性を定量的に評価する手法について、前年度に引き続き検討を進めるとともに、ロックフィルダム管理所に対して知見の周知と技術的助言を継続して実施した。 さらに、ダムの安全管理を支援するため、令和6年度に実施した9ダムの定期検査において収集した堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、その更新・充実を図るとともに、安全管理支援業務に活用した。 水路等施設管理支援システムについては、水路系事務所全体で運用し、システムの操作性及び運用上の課題に関する情報収集を行った。これらを踏まえ、機械設備及び電気通信設備の位置情報を地図上で検索・表示する機能を含む、各種システムと連携可能な総合データベースシステムを構築し、水路系事務所全体に配備したことにより、管理業務の更なる効率化及び高度化を図った。 (3)用地補償技術の維持・向上 既存の「用地実務必携」を更に分かりやすくし、内容を重要事項に絞り込んで軽量化を図った改訂版を令和7年4月に発行し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図った。 また、用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、情勢に即したカリキュラム作成等により用地担当者研修の内容を充実させるとともに、新たな取組として若年層用地担当者向けに人財育成カルテを作成し、これを活用したフォローアップ研修を実施した。 外部研修については、国土交通大学校、農林水産省及び一般財団法人全国建設研修センターが実施する研修を積極的に活用し、用地補償業務を担う人財の育成及び技術力の維持・向上を図った。 (4)技術力の継承・発展のための取組 管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」に基づき、重点プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受け、成果の質的向上及び効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。また、より集約化・省力化した管理の実現を目指し、ICT技術及びAIを活用した管理高度化・効率化、建設分野を含む生産性向上（DX）等を推進する「水資源機構技術4ヵ年計画（R08-R11）」を策定	<評価と根拠> 評価：A ・特定施設である河口堰の耐震性能照査結果を令和5年度までに取りまとめ、そこから抽出した課題を踏まえ、筑後大堰において耐震対策に向けた検討を進めた。 また、水路等施設については、長寿命化に向けた課題を踏まえ、ICTを活用した機能診断調査技術の導入や水中ドローン等による通水状態での調査を実施した。 さらに、効率的な調査・評価手法の構築を進め、結果を関係者間で共有することで、技術の維持向上を図った。 ・トモグラフィ法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、新宮ダムのゲート門柱及び利根川河口堰の門柱・堰柱を対象として、現地試験及びデータ解析の精度向上に関する検討を行い、その有効性を実証した。 また、ロックフィルダムの安全性評価を支援する取組として、ロックフィルダムにおける浸透挙動の安定性を定量的に評価する手法について、前年度に引き続き検討を進めるとともに、ロックフィルダム管理所に対して知見の周知と技術的助言を継続して実施した。 さらに、ダムの安全管理を支援するため、令和6年度に実施した9ダムの定期検査において収集した堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、その更新・充実を図るとともに、安全管理支援業務に活用した。 ・水路等施設管理支援システムについては、水路系事務所全体で運用し、システムの操作性及び運用上の課題に関する情報収集を行った。これらを踏まえ、機械設備及び電気通信設備の位置情報を地図上で検索・表示する機能を含む、各種システムと連携可能な総合データベースシステムを構築し、水路系事務所全体に配備したこ	・設備等の新築・改築に係る技術については、24時間365日通水している水路等施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、ICTを活用した水中ドローン等による通水状態での効率的な調査手法の検討等を実施した。 ・トモグラフィ法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、京都大学と共同研究で、新宮ダムのゲート門柱及び利根川河口堰の門柱・堰柱の現地試験及びデータ解析により有効性を実証した。 ・令和7年度は、水路施設管理支援システム、水路施設管理支援方法及びプログラムで特許権を取得した。 ・技術研究発表会の優秀論文を含む82題の論文等を国内外の学会及び専門誌等へ発表することで、職員の技術力向上及び積極的な情報発信に取り組んだ。その結果、9題が受賞し、さらに「友情の水を未来に繋ぐ香川用水の更新事業」が農業農村工学会「上野賞」を受賞するなど、機構の技術力が高い評価を受けた。 技術力の維持・向上に積極的に取り組み、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により情報発信し、高い評価を得ていると認められる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・技術連携、技術力の発展・承継のための取り組み、論文や受賞については、素晴らしい取り組みと評価する。 ・機構が持つ技術力を技術論文等として外部へ積極的に発信することは、存在意義の向上、社会貢献にもつながるため評価に値する。引き続き、今後、ダムや用水路の寿命が来た際に、技術が失われないようこれまでに培われた機構の技術力の継承と、技術力の進化を組織的に取り組んでいただきたい。機構の技術力を活用した斬新で実用的な技術研究開発を期待したい。論文の賞などはなかなかとれるものではない。賞をとればS評価という基準でも良いと思う。	

			の変形・浸透に関する挙動の安全性の定量的評価手法のとりまとめ結果を基に、機構内外の機関が管理するロックフィルダムの安全性の評価の支援に向けた取組を行う。 これらの結果をダム維持管理データベースシステムに取り込むとともに、システムの運用、改良を行い、各現場事務所での施設の点検・検査の実施や劣化損傷への課題対応等を支援する他、職員の技術力の維持・向上を図る。		した。 令和6年度に株式会社ヤマイチテクノと共同で発明した「水路施設管理支援システム、水路施設管理支援方法及びプログラム」について特許権を取得するとともに、当該発明について分割出願を行い、特許権を取得した。また、早明浦ダム再生事業における堤体削孔において振動低減及び施工サイクル効率化を目的として、大林組及び佐藤工業株式会社と共同で発明した「削孔工法」について特許出願を行った。 「特許権等審査会」を開催し、現在出願中の案件の状況確認等を行うことで、知的財産の組織的な蓄積・保全を図るとともに、新たな取組として、国内外でのプレゼンス向上と公共的価値の創出を図ることを目的とした「知的財産取得・管理ポリシー」を策定し、知的財産の蓄積・保全に係る取組を充実させている。 職員の環境に対する意識及び知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。 全国3地区で技術研究発表会を開催し、選抜された優秀論文を本社で実施した技術研究発表会において発表した。発表論文16題のうち、「インフラ管理への実装に向けた安価なIoTセンサの開発」等6題が表彰された。 また、技術研究発表会の優秀論文を含む82題の論文等を国内外の学会及び専門誌等へ発表することで、職員の技術力向上及び積極的な情報発信に取り組んだ。その結果、9題が受賞し、さらに「友情の水を未来に繋ぐ香川用水の更新事業」が2025年農業農村工学会上野賞を受賞するなど、水資源機構の技術力は外部機関においても高い評価を受けた。 技術の継承を目的として、最近完成したダムの知見を反映するため、技術資料「水を拓く」の編纂及び「ダム設計指針(案)」の改訂作業を引き続き実施した。併せて、デジタルブック化した「写真で見るダム施工」をクラウド型文書管理・情報共有環境に掲載・保存し、職員が容易に閲覧可能な環境を整えるとともに、各種研修におけるダム建設の専門的知識習得のための資料として活用した。 また、水資源機構が保有する技術力の活用及び継承を図るため、水路等施設に関して、第5期中期目標期間内に実施した自走式ロボットや水中ドローン等の新技術を活用した機能診断調査から得られた知識・ノウハウを事例集として整理し、水資源機構組織として共有・活用可能な形でとりまとめた。 各事務所から提供された技術資料及び図書データについては、技術情報データベースに登録・蓄積するとともに、技術情報提供システムを通じて職員に共有し、技術の普及及び継承を図った。 さらに、技術継承を目的とした防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作訓練、統合ダム防災支援システム(ダム群連携最適操作支援システム)等の活用により、事前放流や特別防災操作等の高度なダム操作判断が可能な人材を育成し、将来に向けた持続的なダム管理体制の強化を図った。 また、特定施設のダムについては、高水及び低水管理に係る放流設備操作を総合管理所等から遠隔で行うこととし、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定の上、遠隔操作実装に向けた施設整備を進めた。	とにより、管理業務の更なる効率化及び高度化を図った。 ・既存の「用地実務必携」を更に分かりやすくし、内容を重要事項に絞り込んで軽量化を図った改訂版を令和7年4月に発行し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図った。 また、用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、情勢に即したカリキュラム作成等により用地担当者研修の内容を充実させるとともに、新たな取組として若年層用地担当者向けに人材育成カルテを作成し、これを活用したフォローアップ研修を実施した。 外部研修については、国土交通大学校、農林水産省及び一般財団法人全国建設研修センターが実施する研修を積極的に活用し、用地補償業務を担う人材の育成及び技術力の維持・向上を図った。 ・管理技術の高度化(施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む)に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」に基づき、重点プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受け、成果の質的向上及び効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。また、より集約化・省力化した管理の実現を目指し、ICT技術及びAIを活用した管理高度化・効率化、建設分野を含む生産性向上(DX)等を推進する「水資源機構技術4ヵ年計画(R08-R11)」を策定した。 ・令和6年度に株式会社ヤマイチテクノと共同で発明した「水路施設管理支援システム、水路施設管理支援方法及びプログラム」について特許権を取得するとともに、当該発明について分割出願を行い、特許権を取得した。また、早明浦ダム再生事業における堤体削孔において振動低減及び施工サイクル効率化を目的として、大林組及び佐藤工業株式会社と共同で発明した「削孔工法」について特許出	・水中ドローン等による通水状態での機能診断、水路等施設管理支援システムの全事務所配備など、管理業務の高度化が具体的に示されている。 A評定にふさわしい。 ・ICTや非破壊調査技術等の新たな技術の導入・活用を進めるとともに、研究成果が外部からも評価されていることは高く評価できる。A評価は妥当であると考ええる。今後も産学官連携や異分野融合を通じて、技術力のさらなる向上に期待したい。
	② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 水資源開発施設等の管理及び整備に必要なとなる用地の取得、保全等を的確に実施するため、作成した用地補償業務マニュアルを活用し人材育成を図るとともに、新たなノウハウや実践的な取組等を適時・適切に追加・更新し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成	② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図るため、用地実務必携等のマニュアルを活用するほか、これまでの機構における用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成して用地補償に係る内部研修を実施するとともに、関連する外部研修への積極的な参加を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成	(5)他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 水資源機構の技術力の積極的な維持・向上を図るため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見交換、国立研究開発法人寒地土木研究所及び国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技				

		するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4ヵ年計画」を策定し、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において毎年度「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術等の研修を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が有する知識・経験や技術を集約する技術	するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4ヵ年計画」に基づき、決定された技術重点プロジェクトに取り組むことにより、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術の研修等を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が有する知識・経験や技術を集約する技術	術交流会などを通じて、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。 また、先進的技術の活用を積極的に進めるため、国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構をはじめとする4機関との共同研究契約及び包括連携協定に基づき、連携の推進を図った。	願を行った。 ・「特許権等審査会」を開催し、現在出願中の案件の状況確認等を行うことで、知的財産の組織的な蓄積・保全を図るとともに、新たな取組として、国内外でのプレゼンス向上と公共的価値の創出を図ることを目的とした「知的財産取得・管理ポリシー」を策定し、知的財産の蓄積・保全に係る取組を充実させている ・ 職員の環境に対する意識及び知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。 ・ 全国3地区で技術研究発表会を開催し、選抜された優秀論文を本社で実施した技術研究発表会において発表した。発表論文16題のうち、「インフラ管理への実装に向けた安価なIoTセンサの開発」等6題が表彰された。 また、技術研究発表会の優秀論文を含む82題の論文等を国内外の学会及び専門誌等へ発表することで、職員の技術力向上及び積極的な情報発信に取り組んだ。その結果、9題が受賞し、さらに「友情の水を未来に繋ぐ香川用水の更新事業」が2025年農業農村工学会「上野賞」を受賞するなど、水資源機構の技術力は外部機関においても高い評価を受けた。 ・ 技術の継承を目的として、最近完成したダムの見聞を反映するため、技術資料「水を拓く」の編纂及び「ダム設計指針(案)」の改訂作業を引き続き実施した。併せて、デジタルブック化した「写真で見るダム施工」をクラウド型文書管理・情報共有環境に掲載・保存し、職員が容易に閲覧可能な環境を整えるとともに、各種研修におけるダム建設の専門的知識習得のための資料として活用した。 また、水資源機構が保有する技術力の活用及び継承を図るため、水路等施設に関して、第5期中期期間内に実施した自走式ロボットや水中ドローン等の新技術を活用した機能診断調査から得られた知識・ノウハウを事例集として整理し、水資源機構組織として共有・活用可能な形でとりまとめた。	
--	--	--	---	--	--	--

		情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文を始めとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能の向上に努めるとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題に対応していくため、大学や研究機関等との連携により、他分野を含めた先進的技術を積極的に採り入れ、機構の技術力の積極的な維持・向上を図る。	情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文をはじめとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能を更に向上させていくとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、研究機関等との協定に基づく連携推進及び技術情報交換等による連携強化を図ることにより、他分野を含めた先進的技術の積極的活用を進める。			- 各事務所から提供された技術資料及び図書データについては、技術情報データベースに登録・蓄積するとともに、技術情報提供システムを通じて職員に共有し、技術の普及及び継承を図った。 - さらに、技術継承を目的とした防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作訓練、統合ダム防災支援システム(ダム群連携最適操作支援システム)等の活用により、事前放流や特別防災操作等の高度なダム操作判断が可能な人材を育成し、将来に向けた持続的なダム管理体制の強化を図った。 - また、特定施設のダムについては、高水及び低水管理に係る放流設備操作を総合管理所等から遠隔で行うこととし、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定の上、遠隔操作実装に向けた施設整備を進めた。 - 水資源機構の技術力の積極的な維持・向上を図るため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見交換、国立研究開発法人寒地土木研究所及び国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会などを通じて、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。 - また、先進的技術の活用を積極的に進めるため、国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構をはじめとする4機関との共同研究契約及び包括連携協定に基づき、連携の推進を図った。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと判断できることから、A評定とした。 <課題と対応> 特になし。
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	R 7 年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		—
	コンクリート塊 (再資源化率)	R 7 年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		—
	建設発生木材 (再資源化・縮減率)	R 7 年度：97%以上	100%	100%	100%	99%	100%		—
	建設汚泥 (再資源化・縮減率)	R 7 年度：95%以上	100%	100%	98%	100%	98%		—
	建設混合廃棄物 (排出率)	R 7 年度： 排出率3.0%以下	1.3% 99% (注1)	1.1%	0.8%	0.8%	0.5%		—
	建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	R 7 年度：98%以上	100%	100%	98%	99%	99%		—
	建設発生土 (建設発生土有効利用率)	R 7 年度：80%以上	93%	100%	100%	95%	97%		—

（注1）再資源化・縮減率

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。 また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめた地方公共団体等へ提供していくこと。 さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、DX推進プロジェクトにより得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国、地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構管理施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する経験や	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」により得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国・地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構の管理する施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。 機構の有する経験や知見をまとめ、提供すると共に連携強化を図ったか。	<主要な業務実績> (1)国内の他機関に対する技術支援 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで水資源機構が培ってきた施設の建設・管理に係る知識、経験及び技術を積極的に活用して適切に実施した。 総合技術センターにおいては、国及び地方公共団体等から技術支援業務3件、ダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務13件を受託し、これまで水資源機構が培った知識・経験及び技術力等を積極的に活用し、適切に支援等を行った。 また、利水者や地方公共団体の職員等を対象として、本体工事を実施中の南摩ダム（思川開発）建設、早明浦ダム再生事業及び寺内ダム再生事業において、現場を活用した現地見学会を延べ134回開催した。さらに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ9回開催した。 加えて、利水者、地方公共団体等を対象とした研修、講演、情報交換を通じて、水資源機構が有する技術力を活用した人財育成支援を実施した。 (2)国際協力の推進 水資源機構が有している国際的なネットワークであるNARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）の事務局として、令和7年4月21日に第5回NARBOウェビナーを開催した。同セミナーにはNARBO加盟機関を中心に300名を超える参加があり、「今後のNARBO活動の展望」及び「河川流域における情報テクノロジーを活用した新たな統合水資源管理（IWRM）の促進」をテーマとして情報発信及び共有を図った。 また、JICAを通じて開発途上国の水資源開発・管理や防災を担当する機関に対し、多数の職員を長期専門家として派遣する等の技術支援を実施している。令和7年度においては、令和4年度から令和6年度にかけてバングラデシュ国へ派遣された長期専門家が、同国で培った知見及び経験を活かし、JICAが実施する「バングラデシュ国ハオール地域レジリエンス強化・開発事業準備調査」に補強技術者として参画する等、開発途上国への技術支援に貢献した。 さらに、インドネシア第一水資源公社の代表団等の要請に応じて、水資源機構施設における視察を受け入れるとともに、MRC主催の地域会合等の国際会議に参加し、水資源機構が有する水資源に関する知識及び技術情報の発信、意見交換及び情報交換を行った。 加えて、JICA等の要請に応じて、海外技術者等の能力育成に係る研修の部分受入を行い、令和7年度は計16件・171名の研修員を受け入れた。研修では、日本における統合水資源管理をはじめ、水資源の開発・利用に関する取組、水資源機構事業の概要・役割の説明、施設における実地研修等を通じ、日本の経験及び技術情報の提供並びに知識の共有を図った。 (3)機構施設が有する潜在能力の有効活用 17のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等により、約1,640空m ³ の流木を有効利用した。 34のダム等において、除草により発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組を行い、合計約13,336空m ³ を有効利用した。 ダム貯水池内の堆砂については、5ダムで下流河川への土砂	<評価と根拠> 評価：B ・ 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで水資源機構が培ってきた施設の建設・管理に係る知識、経験及び技術を積極的に活用して適切に実施した。 ・ 総合技術センターにおいては、国及び地方公共団体等から技術支援業務3件、ダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務13件を受託し、これまで水資源機構が培った知識・経験及び技術力等を積極的に活用し、適切に支援等を行った。 また、利水者や地方公共団体の職員等を対象として、本体工事を実施中の南摩ダム（思川開発）建設、早明浦ダム再生事業及び寺内ダム再生事業において、現場を活用した現地見学会を延べ134回開催した。さらに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ9回開催した。 加えて、利水者、地方公共団体等を対象とした研修、講演、情報交換を通じて、水資源機構が有する技術力を活用した人財育成支援を実施した。 ・ 水資源機構が有している国際的なネットワークであるNARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）の事務局として、令和7年4月21日に第5回NARBOウェビナーを開催した。同セミナーにはNARBO加盟機関を中心に300名を超える参加があり、「今後のNARBO活動の展望」及び「河川流域における情報テクノロジーを活用した新たな統合水資源管理（IWRM）の促進」をテーマとして情報発信及び共有を図った。 また、JICAを通じて開発途上国の水資源開発・管理や防災を担当する機関に対し、多数の職員を長期専門家として派遣する等の技術支援を実施している。令和7年度においては、令和4年	利水者や地方公共団体の職員等を対象に、現場を活用した現地見学会を開催するなど、地方公共団体等の人材育成に貢献した。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・各水道事業体において、人口減少に伴う水道料金収入の減と施設更新需要の高まりが見られる状況にあり、事業体単独では解決困難な課題も多い中、災害支援などのほか、機構が有する技術やノウハウを水道事業の課題解決に活用している点は評価。今後は一層取組を強化することを期待。 ・技術支援業務、発注者支援業務、研修、現地見学会等を着実に実施しており、B評価は妥当である。 ・機構が有する技術的知見を活用し、関係機関への支援や技術協力を適切に実施していることは評価でき、B評価は妥当であると考える。	

	ノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。 (2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク(NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク))や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。 (2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダムや水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進すること。 その際、機構は、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理していることから、今後、気象予測技術の精度向上と併せて、ダムの治水容量と利水容量(発電等)をより柔軟に運用すること等により、事前放流の更なる強化や再生可能エネルギー創出を図るなど、治水及び利水の両面に資するとともに気候変動適応策につながる取組を推進すること。	ノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。 (2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク(NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク))や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。 (3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両面に資する気候変動	経験やノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。 (2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク(NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク))や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。 (3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両面に資する気候変動	還元を行ったほか、3施設において施設近傍の国及び地方公共団体等と調整し、合計約9,530m³の堆砂土を関係機関の工事等で有効活用した。また、ダムに堆砂しているシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、シルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進め、令和6年度に引き続き令和7年度も試験施工を実施した。 既存の管理用小水力発電設備を適切に維持・活用し、計19箇所において約4,180万kWhを発電することで、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持・活用し、計38箇所において約128万kWhを発電することで、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として管理用発電の導入に向けた課題等について関係機関と情報共有を行った。 カーボンニュートラルの実現に向け、令和5年3月に既存ダムを発電に活用する高度化運用が進められることとなり、水資源機構では当初16ダムが試行対象となった。その後、新たに2ダムを追加し、対象18ダムにおいて高度化運用を実施できる体制を整備した。令和7年度は、14ダム(矢木沢、下久保、草木、滝沢、高山、室生、布目、比奈知、一庫、日吉、池田、早明浦、新宮及び富郷)において32回の高度化運用を実施し、約22,600MWhの再生可能エネルギーを創出した。 主な取組として、矢木沢ダムでは、融雪水による貯留を担保に事前に下流発電所の最大使用水量で効率的な貯水位運用を行い、未利用エネルギーを活用した。その結果、過去最大となる約19,700MWhの増電効果(約8,000tのCO₂削減効果)が確認された。 また、循環型社会の形成に向けて、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制及び有効利用を推進し、建設副産物全7項目において再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進にも取り組んだ。	度から令和6年度にかけてバングラデシュ国へ派遣された長期専門家が、同国で培った知見及び経験を活かし、JICAが実施する「バングラデシュ国ハオール地域レジリエンス強化・開発事業準備調査」に補強技術者として参画する等、開発途上国への技術支援に貢献した。 さらに、インドネシア第一水資源公社の代表団等の要請に応じて、水資源機構施設における視察を受け入れるとともに、MRC主催の地域会合等の国際会議に参加し、水資源機構が有する水資源に関する知識及び技術情報の発信、意見交換及び情報交換を行った。 加えて、JICA等の要請に応じて、海外技術者等の能力育成に係る研修の部分受入を行い、令和7年度は計16件・171名の研修員を受け入れた。研修では、日本における統合水資源管理をはじめ、水資源の開発・利用に関する取組、水資源機構事業の概要・役割の説明、施設における実地研修等を通じ、日本の経験及び技術情報の提供並びに知識の共有を図った。 ・17のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等により、約1,635空m³の流木を有効利用した。 34のダム等において、除草により発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組を行い、合計約13,336空m³を有効利用した。 ダム貯水池内の堆砂については、5ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、3施設において施設近傍の国及び地方公共団体等と調整し、合計約9,530m³の堆砂土を関係機関の工事等で有効活用した。また、ダムに堆砂しているシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、シルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進め、令和6年度に引き続き令和7年度も試験施工を実施した。 既存の管理用小水力発電設備を適切に維持・活用し、計19箇所において約4,180万kWhを発電
--	---	---	--	--	---

		適応策として、アンサンブル降雨予測等新たな気象予測技術を活用し、低水操作や高水操作などの柔軟なダム運用により再生可能エネルギー創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。	適応策として、アンサンブル降雨予測等、新たな気象予測技術を活用し、洪水調節等によって貯留した水を洪水後にできる限り発電に利用しながら放流することにより、再生可能エネルギーの創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を以下のとおり定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。また、目標値を定めた品目のほか、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努める。		することで、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持・活用し、計38箇所において約128万kWhを発電することで、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として管理用発電の導入に向けた課題等について関係機関と情報共有を行った。 カーボンニュートラルの実現に向け、令和5年3月に既存ダムを発電に活用する高度化運用が進められることとなり、水資源機構では当初16ダムが試行対象となった。その後、新たに2ダムを追加し、対象18ダムにおいて高度化運用を実施できる体制を整備した。令和7年度は、14ダム（矢木沢、下久保、草木、滝沢、高山、室生、布目、比奈知、一庫、日吉、池田、早明浦、新宮及び富郷）において32回の高度化運用を実施し、約22,600MWhの再生可能エネルギーを創出した。 主な取組として、矢木沢ダムでは、融雪水による貯留を担保に事前に下流発電所の最大使用水量で効率的な貯水位運用を行い、未利用エネルギーを活用した。その結果、過去最大となる約19,700MWhの増電効果（約8,000tのCO₂削減効果）が確認された。 また、循環型社会の形成に向けて、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制及び有効利用を推進し、建設副産物全7項目において再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進にも取り組んだ。 これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平常時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意する。 ① 国民のニーズや関心に応えるため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト、SNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、平常時に機構が果たしている役割や業務等も含めて、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。 ① 水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組んだか。 訴求対象等を踏まえ適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進し、その効果の検証に努めたか。	<主要な業務実績> 広報・広聴活動の充実 「効果的な広報に係る基本方針」に基づき、従来の広報課活動を事業広報と企業広報に分類し、経営に結び付く企業広報及び実効性のある事業広報を展開するため、広報推進体制を整備したうえで積極的な広報に取り組んだ。また、「水資源機構の目指す広報について」として「3E作戦」を提唱し、意識改革により水資源機構への愛着心を向上させ、攻めの広報を実現するため、事業広報及び企業広報に加え内部広報を強化し、広報改革を踏まえた積極的な広報活動を実施した。さらに、内部広報の実施ツールとして、各事務所の取組や地域情報を役職員が気軽に共有できるよう、12月からクラウド型コミュニケーションツールに「みんなの広報」を開設し、運用を開始した。 水資源開発施設等や水資源の重要性について国民の関心を高めるため、本社、支社局、事務所の各階層において多様な広報活動を積極的に実施するとともに、水資源機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等を通じ、分かりやすい情報発信に努めた。さらに、水資源機構の認知度向上を図るため、SNSによる積極的な情報発信を行った。また、これらの広報の機会を通じ、事業及び地域の関係者との関係構築を推進するとともに、職員の広報に対する意識向上を図った。 水資源機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対しては、機構の認知度向上を図るため、主要業界紙への取組紹介記事や広告掲載、さらには気象キャスターや利水者との意見交換会の実施等を通じて、水資源機構業務の重要性及び必要性を積極的に発信した。 台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、水資源機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時広報として水資源機構ウェブサイトを通じ、水源地域住民及び関係地域住民等に正確な情報が伝わるよう、関係機関と調整しつつ迅速かつ的確に情報提供を行った。 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性への理解を深めるため、地方公共団体等と連携し、水に関する各種行事に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。 DX推進プロジェクトにおいては、川上ダム建設事業における監査廊等の堤内構造物の全面プレキャスト化、施工時CIM等によるDX導入による施工の合理化・効率化、さらにダム運用開始後の管理CIM整備が評価され、令和6年度全建賞を受賞した。この受賞内容をウェブサイト及びXで発信するなど、水資源機構の技術力や先進的取組が高く評価されたことを積極的に共有し、機構の認知度向上を図った。 令和6年度に水資源機構が実施した環境に関する各種取組を取りまとめた「環境報告書2024」を作成し、水資源機構ウェブサイトで公表するとともに、関係機関等に配布し広く情報発信した。 令和6年における管理施設の水質調査データ等を収集・整理した「2024年水質年報」を取りまとめ、水資源機構ウェブサイトで公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者及び関係機関等に配布し、広く情報発信した。	<評価と根拠> 評価：B ・ 「効果的な広報に係る基本方針」に基づき、従来の広報課活動を事業広報と企業広報に分類し、経営に結び付く企業広報及び実効性のある事業広報を展開するため、広報推進体制を整備したうえで積極的な広報に取り組んだ。また、「水資源機構の目指す広報について」として「3E作戦」を提唱し、意識改革により水資源機構への愛着心を向上させ、攻めの広報を実現するため、事業広報及び企業広報に加え内部広報を強化し、広報改革を踏まえた積極的な広報活動を実施した。さらに、内部広報の実施ツールとして、各事務所の取組や地域情報を役職員が気軽に共有できるよう、12月からクラウド型コミュニケーションツールに「みんなの広報」を開設し、運用を開始した。 水資源開発施設等や水資源の重要性について国民の関心を高めるため、本社、支社局、事務所の各階層において多様な広報活動を積極的に実施するとともに、水資源機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等を通じ、分かりやすい情報発信に努めた。さらに、水資源機構の認知度向上を図るため、SNSによる積極的な情報発信を行った。また、これらの広報の機会を通じ、事業及び地域の関係者との関係構築を推進するとともに、職員の広報に対する意識向上を図った。 水資源機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対しては、機構の認知度向上を図るため、主要業界紙への取組紹介記事や広告掲載、さらには気象キャスターや利水者との意見交換会の実施等を通じて、水資源機構業務の重要性及び必要性を積極的に発信した。 台風や前線による豪	「水資源機構の目指す広報について」として「3E作戦」を提唱し、意識改革により水資源機構への愛着心を向上させ、各職員が気軽にかつ積極的に参加して、広報につなげていく機会を創出した。「水の日」「水の週間」を始めとした水に関する各種行事に参加し、地方公共団体等と連携して水資源の有限性、水の貴重さ等について子どもから大人まで幅広い世代の理解促進に取り組んだ。 広報誌「水とともに」では、機構が担う事業等を始め、機構施設が所在する地域の話題や気象キャスターによる寄稿など、タイムリーで分かりやすいコンテンツとなっており、充実した広報活動に努めている。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 水の重要性について様々な広報活動、イベント等を実施しているが、確保している水資源が水道用水としてどのように利用されているのか、水道分野とのつながりを意識した広報の強化が必要。 ・ 広報誌、ウェブサイト、SNS、記者発表に加え、緊急時の情報提供も行われており、B評価でよい。 ・ 多様な媒体を活用した情報発信や広報活動の充実に努めていることは評価でき、B評価は妥当であると考え。より幅広い世代や地域に理解が広がるよう、効果的な情報発信の継続に期待したい。	

		構業務内容の重要性や必要性について、積極的な広報を実施する。 ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(毎年8月1日)及び「水の週間」(毎年8月1日～7日)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ DX推進プロジェクトにおいて得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年度作成し、公表する。 ⑦ 機構施設に係る水質の状況や水質向上に関する機構の取組を取りまとめ、公表する。	構業務内容の重要性や必要性についての記事の掲載を促進するなど積極的な広報を実施する。 ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(8月1日)及び「水の週間」(「水の日」を初日とする一週間)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 令和6年度における環境保全の取組等を取りまとめた「令和七年度環境報告書」を作成し、公表する。 ⑦ 令和6年における水質の状況と機構の取組等を取りまとめた「2024年水質年報」を作成し、公表する。		雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、水資源機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時広報として水資源機構ウェブサイトを通じて、水源地域住民及び関係地域住民等に正確な情報が伝わるよう、関係機関と調整しつつ迅速かつ的確に情報提供を行った。 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性への理解を深めるため、地方公共団体等と連携し、水に関する各種行事に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。 DX推進プロジェクトにおいては、川上ダム建設事業における監査廊等の堤内構造物の全面プレキャスト化、施工時CIM等によるDX導入による施工の合理化・効率化、さらにダム運用開始後の管理CIM整備が評価され、令和6年度全建賞を受賞した。この受賞内容をウェブサイト及びXで発信するなど、水資源機構の技術力や先進的取組が高く評価されたことを積極的に共有し、機構の認知度向上を図った。 令和6年度に水資源機構が実施した環境に関する各種取組を取りまとめた「環境報告書2024」を作成し、水資源機構ウェブサイトで公表するとともに、関係機関等に配布し広く情報発信した。 令和6年における管理施設の水質調査データ等を収集・整理した「2024年水質年報」を取りまとめ、水資源機構ウェブサイトで公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者及び関係機関等に配布し、広く情報発信した。 これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業		—
	環境モニタリング調査実施（実績値）	—	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業		—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、河川管理者、地方公共団体、利水者、地域住民等と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流等の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮す	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を3事業で実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて、実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、関係機関、利水者、地域住民と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮す	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図っているか。 利水者等の関係機関と積極的な情報発信等を行っているか。 関係者と協働して水源地域振興等の取組を進めているか。	<主要な業務実績> (1) 環境の保全 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施した。 思川開発、豊川用水二期及び早明浦ダム再生の3事業では、専門家の指導・助言を踏まえ、事業に伴う環境影響を回避・低減又は代償するため、必要に応じて環境調査及び環境保全対策を実施するとともに、モニタリング調査を行った。 管理業務においては、35施設において魚道機能の確認を目的とした魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。 関係機関、利水者及び地域住民との協議や意見交換を踏まえ、5ダムで堆積土砂還元、4ダムでフラッシュ放流、7ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。 木津川ダム総合管理所比奈知ダム管理所においては、施設整備に際し、ダム堤体のデザイン及び周辺景観と調和するよう色調及びデザインに配慮した。 (2) 利水者等の関係機関との連携 管理業務では、令和7年度事業計画及び令和8年度概算要求等に関する利水者等説明会の開催や、23施設における管理運営協議会等を実施し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供を行った。併せて、現地視察や防災業務の取組状況等に関する説明を行うことで、水資源機構の取組に対する理解を深め、関係利水者等との連携強化を図った。 また、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象とした利水者等アンケートの結果に基づき、要望や意見のフォローアップを行い、サービス向上に努めた。 さらに、利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について理解を促進するため、現場視察、施設説明会及び管理運営協議会等を通じ、建設事業の必要性、施設の役割、維持管理、インフラマネジメントの重要性及び利水・治水の効果について説明した。 豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会には構成員として参画し、関係機関との連携強化を図った。 (3) 水源地域等との連携 ダム等建設事業を所管する事務所及び51のダム等管理施設を所管する事務所においては、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、施設周辺地域の方々との積極的な情報共有に努めた。 水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、牧尾ダムや吉野川本部、両筑平野用水管理所などにおいて上下流交流会等を実施した。 水源地域の発展に貢献するとともに、ダム施設の役割等への理解を深め、水源地域との連携強化を図ることを目的として、令和6年度に実施した34市町村を対象とするダム所在市町村アンケートについてフォローアップを実施した。 施設周辺地域の方々との交流や情報の共有を図るとともに、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための取組として、機構施設を利活用し、「琵琶湖マラソン2026」などを実施した。 流域内の森林保全活動を通じて、貯水池への土砂・流木流入の抑制や水源涵養の向上を図るため、水源地域ビジョンの活動等を通じて自治体、NPO等の関係者と連携し、植樹等の森林保	<評価と根拠> 評価：B ・新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施した。 思川開発、豊川用水二期及び早明浦ダム再生の3事業では、専門家の指導・助言を踏まえ、事業に伴う環境影響を回避・低減又は代償するため、必要に応じて環境調査及び環境保全対策を実施するとともに、モニタリング調査を行った。 管理業務においては、35施設において魚道機能の確認を目的とした魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。 関係機関、利水者及び地域住民との協議や意見交換を踏まえ、5ダムで堆積土砂還元、4ダムでフラッシュ放流、7ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。 木津川ダム総合管理所比奈知ダム管理所においては、施設整備に際し、ダム堤体のデザイン及び周辺景観と調和するよう色調及びデザインに配慮した。 ・管理業務では、令和7年度事業計画及び令和8年度概算要求等に関する利水者等説明会の開催や、23施設における管理運営協議会等を実施し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供を行った。併せて、現地視察や防災業務の取組状況等に関する説明を行うことで、水資源機構の取組に対する理解を深め、関係利水者等との連携強化を図った。 また、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象とした利水者等アンケートの結果に基づき、要望や意見のフォローアップを行い、サービス向上に努めた。 さらに、利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について理解を促進するため、現場視察、施設説明会及び管理運営	利水者等との連携として、令和7年度に利水者アンケート調査を実施し、的確なフォローアップを行い、利水者等に対するサービスの一層の向上に取り組んだ。また、水源地域との連携として、上下流交流の実施、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報し、積極的に施設周辺地域の方々との連携・協力に努めた。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・建設事業における適切な環境保全対策を図ると共に、関係機関及び水源地域との連携・情報発信を推進していることは評価に値する。機構業務は地域の協力の下に成り立っている。引き続き、地域との友好な関係構築を図られたい。 ・自然環境調査、堆積土砂還元、フラッシュ放流など、管理業務における環境保全の取組が確認できる。B評価で妥当である。 ・地域との連携や社会貢献活動を通じて、水資源施設への理解促進に取り組んでいることは評価でき、B評価は妥当と考える。	

	(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する地方公共団体、住民等と協働で取り組むこと。 また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。 ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。 ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。	る。 (2) 利水者等の関係機関との連携 利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。 ① 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。 ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。 (3) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核とした上下流交流を実施する。 ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面、湖岸及び湖周辺の利活用を推進する。	る。 (2) 利水者等の関係機関との連携 利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。 ① 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。 ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。 (3) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核として活用した上下流交流を実施する。 ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、本社・支社局と事務局が連携を図り、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報の共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進す	全活動を推進した。	協議会等を通じ、建設事業の必要性、施設の役割、維持管理、インフラマネジメントの重要性及び利水・治水の効果について説明した。 豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会には構成員として参画し、関係機関との連携強化を図った。 - ダム等建設事業を所管する事務所及びダム等管理施設を所管する事務所においては、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、施設周辺地域の方々との積極的な情報共有に努めた。 水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、牧尾ダムや吉野川本部、両筑平野用水管理所などにおいて上下流交流会等を実施した。 水源地域の発展に貢献するとともに、ダム施設の役割等への理解を深め、水源地域との連携強化を図ることを目的として、令和6年度に実施した34市町村を対象とするダム所在市町村アンケートについてフォローアップを実施した。 施設周辺地域の方々との交流や情報の共有を図るとともに、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための取組として、機構施設を利活用し、「琵琶湖マラソン2026」などを実施した。 流域内の森林保全活動を通じて、貯水池への土砂・流木流入の抑制や水源涵養の向上を図るため、水源地域ビジョンの活動等を通じて自治体、NPO等の関係者と連携し、植樹等の森林保全活動を推進した。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成したと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。
--	--	--	--	-----------	---

		③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。	る。 ③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。 (2) 人事に関する計画 計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。 安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。 機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参	(1) 施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証したうえで、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。「別表8」 (2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。 その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越	(1) 施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する情報機器等の更新等を次のとおり実施する。「別表8」 (2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するために策定した人材の育成に係る方針により、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備に関する計画 本社、支社局等が保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。 (2)人事に関する計画 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、令和7年度からの現場組織の再編（大括り化：総合管理所化）に対応した人員配置を行い、その際には職員の勤務環境等の改善にも留意した。 効率的な業務遂行を図るため、事業の進捗状況に応じ、利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水施設改築事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業、早明浦ダム再生事業、寺内ダム再生事業、筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 人事評価制度に基づき、職員の能力及び業績を適正に評価し、昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど、適切な制度運用を行った。また、令和7年度からは管理職自身がマネジメント上の強みや弱みに気付くことを目的として、360度評価の試行を開始した。 水資源機構の役割を果たすために必要な人財を確保する方針に基づき、令和7年度採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大、オンライン活用による受験機会の拡充等を通じて人財確保を図った。 また、積極的な採用広報として、大学等における会社説明会、水資源に関する出前講義、インターンシップを実施し、水資源機構のPRに繋がる活動を展開した。 令和7年度から令和11年度末までを対象期間とする一般事業主行動計画に基づき、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的推進の下、一人一人が活躍できる職場環境の整備に取り組んだ。 令和7年4月からは、人財育成と採用戦略を一体的に推進するため、人財育成・採用戦略課を設置し、組織体制の強化を図った。 人財育成プログラムの改正を踏まえた人財育成計画を策定し、特に若年層の育成強化を目的に職種別の専門研修を充実させるとともに、人財育成・採用戦略課によるフォローを実施した。 国土交通省主催の情報システム調達研修への参加や、クラウド型業務アプリケーションの活用事例等をクラウド型コミュニケーションツールで共有することにより、情報処理技術の専門人財の育成及び職員のITリテラシー向上を図った。 ダム管理技術、電気通信、施工管理等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させることで、内部研修では習得が困難な高度な専門知識の修得及び職員の資質向上を図った。 加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。 令和7年度においても給与抑制措置を実施した。また、令和6年度の給与水準の妥当性に関する検証を実施し、その結果及び取組状況について、令和7年6月に水資源機構ウェブサイトで公表した。 働き方改革の推進においては、ブリッジ休暇の取得推進、MY定時退庁日の設定、在宅勤務制度及びWeb会議システムの積極活用等により、生産性及び業務効率の向上に取り組んだ。また、柔軟な働き方を実現するため、始業時間を変更可能とする始業時刻繰上繰下制度を導入した。	<評価と根拠> 評価：B - 本社、支社局等が保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。 - 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、令和7年度からの現場組織の再編（大括り化：総合管理所化）に対応した人員配置を行い、その際には職員の勤務環境等の改善にも留意した。 効率的な業務遂行を図るため、事業の進捗状況に応じ、利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水施設改築事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業、早明浦ダム再生事業、寺内ダム再生事業、筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 人事評価制度に基づき、職員の能力及び業績を適正に評価し、昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど、適切な制度運用を行った。また、令和7年度からは管理職自身がマネジメント上の強みや弱みに気付くことを目的として、360度評価の試行を開始した。 水資源機構の役割を果たすために必要な人財を確保する方針に基づき、令和7年度採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大、オンライン活用による受験機会の拡充等を通じて人財確保を図った。 また、積極的な採用広報として、大学等における会社説明会、水資源に関する出前講義、インターンシップを実施し、水資源機構のPRに繋がる活動を展開した。 令和7年度から令和11年度末までを対象期間とする一般事業主行	本社、支社局等が保有する情報機器の機能を確実に発揮させるため、情報機器等の更新を計画的に実施した。また、本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、令和7年度からの現場組織の再編に対応した人員配置を行い、その際には職員の勤務環境等の改善にも留意した。さらに、人事評価制度により職員の能力、業績を適正に評価し、その結果を昇級・昇格等に反映させるなど適切な運用を行うとともに、管理職自身がマネジメント上の強みや弱みに気付くことを目的として、360度評価の試行を開始した。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - 情報機器の更新、人事評価、研修、360度評価の試行、積立金の活用など、基盤的業務が適切に処理されている。B評価でよい。 - 多方面からの検討や取り組みを行っていることは評価でき、B評価は妥当と考える。	

	考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。	えた取組を推進させるための内部研修等を実施する。 特に、デジタル技術を利活用する専門人材の確保・育成及び機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。	越えた取組を推進させるための内部研修等を実施する。 特に、情報処理技術の専門人材の確保・育成に努めるとともに、機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、技術スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。	(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び23事務所等において、第5期中期目標期間を超える契約を1,170件行った。	動計画に基づき、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的推進の下、一人一人が活躍できる職場環境の整備に取り組んだ。 令和7年4月からは、人財育成と採用戦略を一体的に推進するため、人財育成・採用戦略課を設置し、組織体制の強化を図った。 人財育成プログラムの改正を踏まえた人財育成計画を策定し、特に若年層の育成強化を目的に職種別の専門研修を充実させるとともに、人財育成・採用戦略課によるフォローを実施した。 国土交通省主催の情報システム調達研修への参加や、クラウド型業務アプリケーションの活用事例等をクラウド型コミュニケーションツールで共有することにより、情報処理技術の専門人財の育成及び職員のITリテラシー向上を図った。 ダム管理技術、電気通信、施工管理等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させることで、内部研修では習得が困難な高度な専門知識の修得及び職員の資質向上を図った。 加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。 令和7年度においても給与抑制措置を実施した。また、令和6年度の給与水準の妥当性に関する検証を実施し、その結果及び取組状況について、令和7年6月に水資源機構ウェブサイトで公表した。 働き方改革の推進においては、ブリッジ休暇の取得推進、MY定時退庁日の設定、在宅勤務制度及びWeb会議システムの積極活用等により、生産性及び業務効率の向上に取り組んだ。また、柔軟な働き方を実現するため、始業時間を変更可能とする始業時刻繰上
	(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。	⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。		
	(4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。	⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。	⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。		
	(4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。	⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。	⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。	(4) 積立金の使途 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題に重点的に活用し、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討及び技術力の維持・向上等に取り組んだ。	
				(5) 利水者負担金に関する事項 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対して、当該年度支払と割賦支払に係る負担額等について積極的に情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。	

	(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。	開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。	開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。			繰下制度を導入した。 - 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び23事務所等において、第5期中期目標期間を超える契約を1,170件行った。 - 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題に重点的に活用し、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討及び技術力の維持・向上等に取り組んだ。 - 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対して、当該年度支払と割賦支払に係る負担額等について積極的に情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							